

# 第十回 成田空港問題シンポジウム

---

一九九二（平成四）年十月二十八日（水）  
芝山町「芝山文化センター」

隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

今日はシンポジウムも十回になりましたが、成田空港の位置決定からその後の経緯について八回、九回とシンポジウムを開いてきたわけですが、前回、九月の終りには、この地に空港ができるということになつてから最初のほぼ五年の歴史、位置決定から事業認定の告示に至るまで、さらに告示から強制執行までの具体的な経緯について、ここでシンポジウムの主題として議論がなされたわけあります。今日は、それに続いた時期のことについて午前、午後にわたつて開くことになつております。

今日のスケジュールであります、一応三時まで、あるいは皆さんのはうにもそういうようにご案内がいっているのではないかと思いますが。このプログラムについて後で具体的に話になると思いますが、午後に経緯について具体的に我々にも説明するという意味において映画の映写をする予定になつております。それが入りますので予定の時間が少し延びることも予測されますので、それはあらかじめご了承いただきたいと思います。

石毛博道（反対同盟事務局長）

では本題に入らせていただきたいと思います。

## 第十回シンポジウムにあたつて

私たちとは現在、「二十六年間の闘いの意味」を検証していますが、第九回には新空港位置の閣議決定から事業認定の告示（一九六九（昭四十四）年十二月十六日）の前までの時期を区切り、四つの面から問題をとりあげました。

第一は、閣議決定に対する地元の反応です。成田に位置決定される直前から、三里塚・芝山地区でも激し

い反対が起つて、閣議決定後も住民による様々な陳情・請願・抗議行動がなされたことを述べました。

これについて、国側は、「反対の方々が、国や県や公団といったところに来られた時に、反対派の方々とお話ををする絶好の機会だつたというふうにむしろとらえるべきであったのかなと思う」（高橋課長）、「絶好の機会ととらえて話をすべきだつたけれども、空港建設について一方的な理解を求めるという言葉をおそらく重ねていたんではないか」（同）、「反対陳情に十分対応していなかつたんじやないか」（同）との答弁がありました。

第一は、国側の対応、即ち、位置決定は不動のものとして、公団法・航空法上の空港建設手続きを進めたことを指摘、批判しました。

これに対し、国側は、「大規模国際空港の設置などの場合などは、航空審議会の審議を経て、その中で、公団あるいは住民の意見を聞く機会を必ずつくるといふうなルールづくりをやつていただきたい」（松尾航空局長）と答えました。

第三に、芝山町を例に、空港建設の受入れについて、地元にコンセンサスがあつたとは、とうてい言えない状態であったことが検証されました。

第四に、力による強行策の始まりとして一九六七（昭四十二）年十月十日の外郭測量・標点杭打ちを取り上げました。土地収用法に基づいて、事業認定申請の準備の一貫として、しかも機動隊一、〇〇〇名の援護の下に強行された「十・十杭打ち」から、私たちとは強烈な衝撃を受けました。

これに対して国側も「（十・十外郭測量・杭打ち）は土地収用法の手続きはとつてある。しかも現実に一九七一（昭四十六）年四月開港という目標も（公団は）もつてゐるわけで、農民の方々が、いよいよ力による強行測量をやろうとしている、認められることはやむを得ない事実」（伊藤室長）と認めました。

第九回シンポジウムの最後に松井公団総裁も所感を

述べられ、その中で、「位置決定前の地元のコンセンサスづくり（第一段階）が十分なされないまま、位置の決定が行われました。したがつて、本来この第一段階を踏んでから個々の地権者、その他騒音被害を受ける周辺地域の人々と、具体的な問題点や条件をあげて話し合いをする段階（第二段階）に進むべきところ、この二つを並行して進めざるを得なかつた。一九六六（昭四十一）年から一九六七（昭四十二）年にかけて、地元の反対決議が白紙に戻されたり、敷地内の約八割の人から理解を得られるという状況の変化があつて、当時の空港公団としては、第一段階の地元のコンセンサスは得られたと判断したのではないか。それで、工事実施計画の認可申請、あるいは外郭測量などの空港の建設という（第三の）段階に作業を進めてしまつたのではないか。その当時というのは、地域のコンセンサスづくりや関係者の方々のご理解をいただく努力、つまり第三段階の空港づくりの手続き作業のほうに気持ちがいつてしまつた。それが反対派のほうから言えれば、反対農民の気持ちを踏みにじる空港建設というふうに受け止められる。それが外郭測量を巡る対決で一番その溝を深める結果になつたんだと思います。外郭測量につきましては、収用法十一条の公示をしたという事実は認めないわけにはいかないわけでありますので、それ以後公団が力で押してくる前触れだと受け止められたのは、そうかなと思わざるを得ないわけであります」という松井公団総裁のこの認識は、概ね私たちが受け入れることのできるものです。

以上のことを確認した上で、本日私たちが立証しようすることは次の点です。

空港公団は、未買収民有地がなお二四・九%を占める早い段階で、土地収用のための事業認定申請をした。空港公団より事業認定申請があり、収用法が実質的に

発動された後にも、反対同盟は認められたあらゆる機会に空港設置反対の意思表示をした。これらの反対の意思表示はすべて行政裁量の壁に阻まれ、住民側からすれば無視された結果となつた。収用委員会の審理に際しても、反対土地所有者らはあらかじめ空港の位置決定や設置の是非について質した多数の意見書を提出して審理に臨んだが、補償問題に議論を限定しようとすると収用委員会長の独断的な審理指揮のため、何ら意見を述べることはできなかつた。閣議決定の後の公聴会が位置決定を覆すことができないよう、事業認定の後の収用委審理は事業認定を覆せない。ただし、審理に入らないこと、却下の裁決を下すことはできるわけですが、こういう結果になつたということです。

反対住民の意見を一度として顧ることのない対立の構造のまま、政府、千葉県、空港公団は、警察力を頼みとして反対派用地に対する強制立ち入り測量、収用裁決、代執行と、空港設置を强行しようとした。そして必然的に力と力がぶつかることとなり、流血の事態にまでなつたのです。

ということが我々が本日述べようとすることの概略です。

具体的な問題に入る前に、全般的な構成を説明いたします。

一番目が、「条件派」の形成について、というテーマで行います。

二番目に、土地収用法と成田事業認定の問題点について。

三番目のテーマが、「土を武器に家族ぐるみの抵抗」と題しまして、四つに分けました。

三の一として、一坪共有運動について

三の二、第一次強制立ち入り調査

三の三、第三次強制立ち入り調査

三の四、千葉県土地収用委員会の審理についてです。

四番目のテーマが、第一次強制代執行

四番目の一として、映画「第二砦の人々」から部分的に上映を行います。

四の二として、第一次代執行から第二次代執行へといふことで、第二次代執行は本日は触れませんが、その直前までとということで行いたいと思います。

以上、手元にお配りした資料を参考しながら議論に注目していただきたいと思います。

最初のテーマを木内のほうから始めさせていただきます。

**木内 順（反対同盟員）**

それでは、「一番前の『条件派』の形成について」から入っていきたいと思います。

いわゆる「条件派」の形成。

土地収用法は、池田・佐藤内閣のもとで新東京国際空港の用地取得をにらんで改正されたものです。土地収用法は「抜かぬ宝刀」と言われます。

私たち三里塚の農民は、空港の位置決定の当初から、土地強制収用の脅威の下に置かれました。

一九六六（昭四十一）年七月四日に新空港の閣議決定があると、千葉県は早くもその翌々日には相談所の設置を決め、所長に地元に面識のある若月弘氏（元北林事務所長）をあてて、地元農民の説得活動にあたらせました。

若月所長は精力的に地元農民と合い、多くのいわゆる条件派農民をつくり出してきました。この時期の彼の言説は今も地元の語り草になっていますので、一部を今日テープを用意してございますので、ご紹介したいと思います。なおテープの状態が悪うございまして聞き取りにくいところがあると思いますので、あらかじめご了承願いたいと思います。

それではテープを流していただきたいと思います。

（テープの声が流れる）

ただ今テープをお聞きいただきたいわけですが、お聞きしたように非常に非常にテープの状態が悪くてわからない

部分が多々あつたと思います。それで資料（資料編27（29ページ参照）にそのテープを起こした部分がありますので、それを見ていただければわかるかと思います。

今のテープの抜粋をちょっと読みますので。

若月所長はテープの中で、「代替地は一対一・五とす。一木一草灯籠に至るまで補償する。飛行機が飛んで手を休めて空を見上げたら、その分の休業補償もする。私は日本一の補償だと思います」と言う一方、「富里をやめて三里塚に閣議決定で臨んだからには、今度は国は相当の構えでやつてきますよ。今は皆さんは絶対反対を唱えておられて、私がこんなことを言うと怒られるかもしれないんすけれども、国は公共事業をやつた場合に、やれなかつたことは日本ではない」というふうに、農民の間に不安をかき立てております。

私たち三里塚農民の当時の心情は、先祖伝來の土地を空港に売り渡したくない、騒音のもとで暮らし続けることはできない、何とか富里のようにな一致団結して反対の意思表示をして空港計画を返上したいというものでした。

おびただしい数の陳情や請願、抗議行動を繰り返して起こしたことは、前回、シンポジウムで述べたところです。

このようならゆる努力は門前払いとされ、成果を生みませんでした。

一九六七（昭四十二）年一月十日の公聴会では、三十六名の公述人の半数十八名が空港の設置に反対しているにもかかわらず工事は認可され、また同じ年の十月十日には土地収用法に基づく測量・杭打ちが機動隊を全面に立てて強行されました。こうなると、空港に対する農民の中にも動搖が生じました。

昭和三十年代の中頃からの工業優先政策のもとで、農村、農民の総体的な窮屈化が進んでいました。千葉県の資料からも、一九六〇（昭三十五）年以降、農業従事者も耕地面積も日を追つて減少していることがわか

ります。

千葉県でも、一九六六(昭四十二)年から一九六七(昭四十三)年当時、一・五haくらいの規模の農家は転業兼業せざるを得ない状態になりました。天浪、木の根、東峰などの戦後開拓の村では一・二ha程度の比較的の經營規模の小さな農家が多く、空港問題を機に転業を考えたり規模を縮小して代替地に出て兼業で生きていくこうとする人々も出ました。十余三、天神峰、取香、駒井野という地区の二ha規模の農家の中には、良い条件を得て規模拡大を図り安定専業の道に希望を見出す人もいました。古村の旧地主や農協幹部の中には、空港建設を事業機会ととらえて、積極的に条件派を組織していました。こうして条件派四団体が形成されました。

その四つは、成田空港対策部会(岩沢正春会長)、成田空港対策地権者会(神崎武夫会長)、芝山町空港対策連絡会議地権者会(大竹孝男代表)、多古町一鉢田新東京空港対策委員会(瓜生義男委員長)の四つです。

それでは、こういう中から村の崩壊を取り上げていきたいと思います。

農業を取り巻く情勢の変化と空港建設の土地収用の恐怖から、各農家や村は様々な苦悩に満ちた選択・対応を余儀なくされ、いわゆる「条件派」を形成していくのです。ここでは、こうした時期の村の崩壊の様子を木の根の場合を例にとって紹介したいと思います。

木の根地区は四〇〇〇m滑走路のほぼ中央に位置し、横風用滑走路が交差するあたりに場所を占める面積二四ha余りの戦後開拓の村です。近隣の辺田、宿といった古村からの入植者も多かつたため、親戚筋からの援助を受けられる人たちを中心に順調に村づくりを進めっていました。一九五五(昭三十)年に農林省が行つた開拓農家実態調査でも、反当たり収入、営農収入等で全国で最も優秀な開拓集落と位置付けられていました。資料は、当時三里塚で農民の戦いを映像で記録・報道

していた小川プロダクションの取材のノートで、『月刊たいまつ』に所収のものです。時期は、代執行を翌年に控える一九七〇(昭四十五)年末頃の様子です。

それでは抜粋して読みますのでお聞きください。

『空港問題によって、当初はまとまりを見せていましたが、共産党の介入、条件賛成派が出始めたことによる役員への不信、部落幹部内での相互不信によつて、バラバラに崩れていつた。開拓組合は解散し、苦しい開拓時代につくつた公民館や神社等の共有物は使う者もなく放りっぱなしであった。土地を手放す人も、全く誰にも相談せずある日突然のように、公団に測量させることが続いた。もちろん土地を売つていく人達にも様々な事情はあった。例えば、後継ぎに思つた息子が、百姓だけでは食えないために自衛隊に入つていて、空港問題の相談で家に帰つて来る途中、交通事故で死んでしまった。娘が一人いるが、貧乏なついたなれば、という家。部落の人も、どうにも手の出しようのない事情で残れない人もいた。

こうして木の根部落は、村としての形式を失つていった。二四町六反余りの畑は、大半が荒れるにまかされ、残つた人達の周囲の畑は、貧乏草が人の背程にも伸び「開拓の時の原に戻つた」様相である。そして、今年また、三人が公団に土地の測量をさせ、「絶対反対」を続けるのは小川さん兄弟三人だけになつてしまつた。

こういふものです。

当初、空港建設に反対する決意でいた人々の中からも、土地収用の脅迫から、苦悩の末に土地を公団に売り渡す人もたくさん出でています。ここでは二軒の例を紹介します。

初めは、大清水に家があり、天浪に三五a余りの畑を持つていた岡野さんの場合です。岡野さんは空港に反対し、畑の一部を団結小屋用地として反対同盟に提供していましたが、一九六九(昭四十四)年の暮れに提

団結小屋用地を残してこの畑を公団に売り渡しました。戸村委員長ら同盟幹部は、連れ立つて岡野さん宅へ説得に行きました。その委員長の幹部会での報告です。

「岡野さんの話す向こうの意向と、いうものは、期す

るところ一口で言えば、強制収用法が告示されるまでは、私達はあそこでもつて戦いたいと、しかし強制収用を出された以上は、これはどうにもならないんじやないかと、そういうようなことを、親戚に不動産会社がいて、そこからも聞くし、併も学校の先生をやつてしまふと、そういうようなことを主としておバアさんも、これで胃潰瘍で体も弱つていて、万が一こんどは法廷闘争にぶつ込まれて、毎日連日のように法廷に呼び出されていたんじや体がもたないからというようなことを私たちの話の中で色々話を誘導して色々話を引っぱり出すようにしたわけなんですよ。そうして話を聞きまして、小長井弁護士さんが順々と、法的にそういうもんじやないと、強制収用というものが、そういうようなあなたかも、ただで人の土地を取つてしまふようなもんじやないと言うことを話したわけですが、岡野さんのお母さんの言い分は、このまま頑張つたならば、どこどこでは土地の買収にとことん頑張つたと、そうしたら、もうお前の所はいらぬぞと言われて周囲から鉄条網張られて、ポツネンと残されて、もう買つてもくれなればどうにもならなくなつちゃつたという話を聞いたと、それから最後まで頑張つていればもう二足三文どころかタダで取られちゃうんだぞ、というような話も、我々は聞いているというようなバアさんの話でした。」

「しかし岡野さんの腹の中というものは、不安と動搖にみなぎつていて、農地はもう取られちゃうんだと、

そういう中で、あそこでポツネンと頑張ったところでもうにもならないといったふうでした。おバアさんがいうには、先日、あそこ、駒井野で、ブルドーザーの前へ座り込んだと、その時、なんにもしない者みんな手錠をかけて連れていくと、じゃあ家の天浪のあそこで座り込んだって、もうこれは縛られるだけのもんだと、一切もう駄目だと、こういうように、非常に私たちから言うならば、この弱音をはいているわけですね。」

こういう文章です。

次に、駒井野の本村であります清宮さんという反対同盟に属さない反対農民の話です。

清宮さんは、空港敷地内に妹さんと共に名義で三・六aの寄せ借りと呼ばれる土地を持つていました。この清宮さんも反対同盟にこの土地を反対拠点として貸してきました。反対同盟はこの土地に農民放送塔をつくり、一九七一（昭四十六）年二月、三月の第一次執行中は連日、抗議の放送を続けていました。清宮さんは、第一次執行の後、この土地を公団に売りました。この土地に残った農民放送塔と地下壕を強制撤去するいわゆる七月仮処分を前に、清宮さんの心境を尋ねた新聞記事です。

「あの土地の売り渡しに応じないできたのは」という質問に対し、「三百年も前から（ウチの土地）だからな」。「空港問題そのものには」という質問には、「政府が」口々に話もしねえで押しつけてきても、聞けるわけねえよ」と答えていました。「それでも反対同盟に入らなかつたのは」ということには、「負けることはわかっているし……、それに、いろいろあるさ」というふうに答えていました。「みんなと一緒にやるのは性に合わないのか」「まあ、そうだな」という感じです。「だが結局土地を売り渡したのは」「長いモンには巻かれるよ。潮どきだつたな」という質問には、「長いふうに答えてます」「いろいろ悩んだんですか」という質問には、「それはもう、いろいろ」というふうに、言葉にならな

い言葉で答えていました。「反対同盟の人たちに対しても」「氣の毒だと思つて。しようがねえけど」というふうに。こういう新聞記事がありました。

以上見てきましたように、空港の位置決定に問題があり、猛然と反対した人々の中にも、国の空港建設の決意は相当なものだと説明されて動搖が生じました。強固な反対者の中からも、収用の脅迫には勝てずに買収に応ずる人も多く出ました。このようにして公団は用地を取得していくのです。

移転農家のその後。

さて、それでは条件賛成派として移転していくたこれらの人々は、その後どのような歩みをたどり、どのような意見を持っているのかという検証に入つてみたいと思います。

その前に質問をして確認しておきたいのですが、運輸省、公団、千葉県には移転農家の後追い調査という資料がございますでしょうか。

**高橋朋敬（運輸省課長）**

運輸省のほうにはないですけれども、公団のほうにはそれなりの調査をしたことがございます。

**伊藤鎮樹（空港公団室長）**

空港公団のほうでの後追い調査の関係でございますが、調査としてやっておりますのは、一九七一（昭四十六年四月、移転者の方々の生活状況全般についての概況調査）というものを行つています。

伊藤鎮樹（空港公団室長）の調査では、三二七戸から回答がございまして、営農指導についての要望等が出されているほか、代替地につきまして様々な問題点についてのご指摘というものもいただいております。

一九七八（昭五十三）年の調査では、三二七戸から回答がございまして、営農指導についての要望等が出されているほか、代替地につきまして様々な問題点についてのご指摘というものもいただいております。

それから一九八六（昭六十一）年、一九八七（昭六十二）年の調査では、悩み事についても調査をしておりましたが、後継者の問題でござりますと、か働き手のことなどを持たれる方が多かつたという状況でございました。

それ以外に、こういった調査という形ではございませんが、いろんな形で移転された方々との接触があるのでござりますので、そういう接觸を通じまして移転された方々の状況は県にも伝わつてきているという

的調査であります。その状況を申し上げますと、移転前、地域の八七%くらいの方が農家であつたわけですが、一九七三（昭四十八）年の調査では、農業関係に従事されているとお答えになつておられる移転者の方が大体五六・四%。このうち兼業とお答えになつている方が六三%でございます。それから一九九〇（平二）年の調査では、全体で農業関係に従事しておられるお答えになつている方が二九・三%。そのうち兼業とお答えになつている方が九・一%という形でございます。

このような形で移転者の方々のその後の状況については、私どもなりに調査をしておりますし、また日々いろんな発生している生活上の問題でございますとか、ご相談というものには、その都度対応しているという状況でございます。

**種岡弘明（千葉県企画部次長）**

移転された農家のその後につきましては、営農されている方につきまして、一九七八（昭五十三）年と、一九八六（昭六十二）年から一九八七（昭六十二）年にかけて、これは二年かけて一回でございますが、計二回調査を行つております。

一九七八（昭五十三）年の調査では、三二七戸から回答がございまして、営農指導についての要望等が出されているほか、代替地につきまして様々な問題点についてのご指摘というものもいただいております。

それから一九八六（昭六十一）年、一九八七（昭六十二）年の調査では、悩み事についても調査をしておりましたが、後継者の問題でござりますと、か働き手のことなどを持たれる方が多かつたという状況でございました。

それ以外に、こういった調査という形ではございませんが、いろんな形で移転された方々との接觸があるのでござりますので、そういう接觸を通じまして移転された方々の状況は県にも伝わつてきているという

ことでございます。

**木内 順（反対同盟員）**

私たち、千葉県農林部の、今種岡さんの言われました資料をもとに調べてみました。この調査では、成田市、富里村、芝山町など二〇市町村にまたがつて五三三戸の用地内外の移転農家の営農希望意向調査が行われております、資料（資料編30ページ上参照）に五三三戸の移転先が地図の上に示されておりますのでご参照ください。

調査票の回収率六一・三%です。この回答のあつたもののうち、農業所得がすべてだとする人々が八六戸、全体の二七%あります。専業農家ということです。また半分以上の所得が農業所得だとする人々が二七戸、八・五%。農業所得が半分以下の人々が九三戸、二九・一%。残りの一三三戸、三五・四%の人々が、離農した人が農家以外で農業所得はなしと答えています。つまり、何らかの形で農業にかかわっている人々が約六五%を占めているわけです。

これらの人々のほとんどが、代替地の農地としての不適正について指摘をしております。住宅地の造成方法でつくられたため、表土の土壤が悪く、赤土であつたり、石が多く混入されたり、酸性の強い土であつたり、傾斜地で雨水が流れ込んだり、雑草や害虫に悩まされたり、さらに農地が飛び飛びに分断されていたりといつた不満です。代替地の土地はやせている、農地として価値がない、農地面積が少ないので専業でやつていけない、虫食い状態、小砂利が多く放置したまま、農業収入では生活できないので転業した、田圃が泥を吹き上げたが何一つ善処してくれなかつた等々、きりがありません。

一九七八（昭五十三）年六月といえは開港の直後の調査ですが、移転後七、八年のこの時点では現状に対する不満が渦巻いている感じです。「満足している」という意見は数えるほどもありません。中には、「もと

の用地を返してほしい」といった要望も見られます。「狭くなつた農地でどのような農業経営をやつたらよいか指導してほしい」といった当然の要望も数多く見られます。つまり、ここでの結論は、代替地造成の考え方が農業に基礎を置いたものではなく、面積や価格の問題としてのみ考えられていることがよくわかります。

さて、ほかに追跡レポートがありまして、別の角度から「条件派」の声を拾つてみました。  
雑誌『現代の眼』の一九七三（昭四十八）年四月号に「三里塚を売つた農民のその後」と題した評論家・柳田邦男氏の興味深いレポートが載つています。その中から条件派の生の声を幾つか拾つてみます。

「公団とか国はね、私たちを棄民として扱つているんですよ。反当り一四〇万円で買ひ上げる代りに、代替地は九〇万円で提供する。つまり差し引き五〇万円が私たちの利益だというんです。しかも代替地のほうが地味もいいというわけです。しかも代替地のほう

が、いざ来てみると、やせ地だつたんだ。落花生やサトイモ、ニンジン、

ダイコン、スイカといろいろやつてみたけど、やせて

いて何をやつてもだめ、反当りの収入がひどい時には

年に二万円。ニンジンが一番よくて一〇万円。これで

どうやつて食つていけますか。中高年齢層の我々の仕事場はないし、あっても日雇いか飯炊きでね。こんな

ことでは困るから生活の保障が立つような手を打つて

くれと、空港公団にお百度を踏んでいます。ところが、

連中の言うことがいいじやありませんか。『それじゃ土地を売りなさい』とか、『子供さんをいい学校に入れなさい。そうすれば空港でも使つてあげますよ』と、こ

うなんだ。

大体こういうのが「条件派」と呼ばれる人たちをどう

いうふうにしてつくり出していったのかという、私

たちの見方です。

それでは質問に入りたいと思います。

強引な条件派工作があつたと思うんですが、それが地域社会に多くの傷跡を残し、部落の中にもいろいろな様々な対立を生んだ、そういうことをどういうふうに思つていらっしゃいますでしょうか。

公団のPR誌に「今後の生活がよくなる」と答えていた人が六二%あると載つてることに対しても、「こ

んなでたらめなアンケートがあるものでしようかね。

二町歩を七反五畝に削られた上に、税金はかかるく

る、土地はだめ、物価は上がり、生産価格は不安定、

生活の不安は募る一方じゃないですか」と憤慨してい

ます。

また別の人は、土地を売つた後、公団側に苦情を言つてもけんもほろに扱われて相手にしてくれないとして、「あんなにペコペコして『売つてください、お願いします』と頭を下げたやつらが、今ではそつくり返つていますよ」というふうに述べています。

これらの調査や発言に触れると、さきに述べた若月主査の「日本一の補償ですよ」と言った内容が果たして何だつたのかと素直に感じざるを得ないわけです。アメとムチのアメが、この程度の本音を条件派に語らせるものだつたとしたら、これらの点についてどのようにお考えになるのでしょうか、ご意見をお聞かせ願いたいと思います。

さらに、第三回シンポジウムの運輸省見解の中で、異例の思いきつた地元対策を決定し、位置決定後約三年を経過した時点で所帯戸数で約八割の皆様のご協力を得るなど大半の地権者の方々のご了解を得ることができたので、やむをえず代執行していただくことにした」として、これらの条件派との移転交渉の成立を土地収用法による強権発動の根拠にまでしていわゆる「す。私たちは、こういう議論のすりかえを認めるわけにはいきません。

大体こういうのが「条件派」と呼ばれる人たちをどういうふうにしてつくり出していったのかという、私たちの見方です。

それでは質問に入りたいと思います。  
強引な条件派工作があつたと思うんですが、それが地域社会に多くの傷跡を残し、部落の中にもいろいろな様々な対立を生んだ、そういうことをどういうふうに思つていらっしゃいますでしょうか。

**隅谷三喜男（隅谷調査団団長）**

これはまず公団に答えていただきて、あと運輸省が何かコメントがあればしていただきたいところで、

松井和治（空港公団総裁）

ただ今お話を伺つておりまして、強引な条件派工作が地域社会に多くの傷跡を残したと、こういうお話をございました。

私は、前回も申し上げましたが、もう一つ前にさかのぼつて、成田空港におきまして位置決定前の地元のコンセンサスづくりが十分でなかつた、そこからその地域の中に賛成・反対の対立を持ち込む結果になつてしまつたのではないかと考へるわけであります。そしてこういう対立の中で、空港に協力していただいた方、あるいは協力していただけなかつた方、その双方に大変ご苦労もおかけいたしましたし、その地域社会が壊されるというようなことで心の中に深い傷跡を残してしまつたんだと思います。今さらのように空港づくりの初期の段階におけるコンセンサスづくりの重要さと、そのことを痛感させられる次第でございます。

そこで、私を初めといたしまして空港公団といたしましては、こういう成田空港をめぐるいわば歴史的な経過を踏まえまして、今の木内さんのご指摘につきましては、今後、地域にきちんと受け入れてもらえる成田空港となるように空港公団はもつと努力せよといふ

ご指摘と受け止めさせていただくわけであります。また周辺地域との共存共栄という課題につきましても、私は、前回のシンポジウムでも申し上げましたように、周辺地域と空港本体とは同一レベルで考へるという考え方方に沿いまして、地域の方々のお話もよく伺い、いながら、農業を含めた地域振興、こういう二つの方向を積極的に取り組んでいきたいと考える次第でござります。そしてその二つのことを進めていくことが、残念ながら多くの傷跡を残してしまつた、その傷の修復と申しますか、傷を癒す道につながるのではないだろかというふうに考へる次第でございます。

心の持ち方の問題として反省をさせられた点について触れさせていただきたいと思います。

それは、さつき最後のほうにおつしやいました追跡調査の結果、非常に代替地の土地の状況が悪いということで、いわば空港公団が売つていただく土地と代替地として差し上げる土地を、単に面積というようなもので測つたんじゃないだろうかというご指摘でございまます。私も、そういう面積とか価格だけの問題ではないということは全くおつしやるるおりだと思つております。私が第一回の総論を申し上げたときに中で申し述べさせていただいたわけでございますが、ご記憶があるいはおありかもしませんが、この時点ではございません、残念ながらその後の時点ではございますが、農家の方々が自分でおつくりになつた大事な土というものは、これは尊重しなければいけないということで、代替地まで表土をはがして運んだという実例もあるわけでございます。そういう意味で、私どもとしては農家の方の土に対する思いというものはこれからも十分に考へながらいろいろな対策を進めていかなければいけないなということを、今お話を伺いながらしみじみと感じた次第でございます。

隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

今、総裁は大変大切なことを言われたと思いますが、個々のことについては特にここで何と答えるとかいふことはないですね。

運輸省のほうは何かそれについてコメントすること、付け加えることはありますか。

高橋朋敬（運輸省課長）

今、総裁のほうからお話をございましたことに付け加えることはほとんどないという気持ちで、同じような気持ちでおりますが。条件派の形成と私どもは一口に申し上げてきたわけですが、事前のコンセンサスづくりが十分でない状況の中での空港づくりであつたた

めに、今ご紹介があつた村の崩壊があつたケース、村中の対立があつたケース、家庭内の問題とかいつたことで、具体的な事例のご紹介がございましたが、そういった対立を生じさせてしまつた場合もあるのだとということを伺つたわけでございます。また移転後につきましても、代替地に営農上の問題があるケースがあるんだということを伺つたわけです。条件派の形成といつても事情は一様ではなくて、複雑なものがあつたのだなということを謙虚に受け止めたいと思います。

いづれにしても、先ほど総裁がお話をいたしましたが、空港に協力していただく方々が、そのことゆえに傷つくと申しますか、そういうことがあってはならないという気持ちで、地域社会を壊さないようなやり方でコンセンサスをつくりながら空港づくりを進めていかなければならぬのではないかと思つています。今後、騒音区域も含めて地域のコンセンサスを丁寧に得ながら空港づくりを進めていかなければならぬということ意味での反省として受けとめたいと思つております。

隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

総裁のご発言、今運輸省からの発言で、大体聞こえとされたことは答えられたですね。

河宮信郎（隅谷調査団）

ちょっとだけコメントさせていただきたいのですが、そういう点では事前のコンセンサスを得られないまま建設を始めてしまつたことは最大の問題であるということは、それはそのとおりですけれども、しかしその進め方そのものの問題也非常に大きかつたということが今の指摘だと思うんですね。というのは、買収に応じるという形で八割以上の人たちがそういう説得に応じた。そのときに、最後の説得手段が何であつたのか。それは結局、抵抗しても無駄だ、しかも抵抗したら損だ、しかし買収に応じれば非常に有利だと、こ

ういうことが最強の説得手段であったのではないか。  
そして、そのことが本当ではなかつたのではないか。

抵抗しても無駄だというのは本当だつたのかもしれませんが、とことん抵抗したらただで取られるかも知れないとか、補償は万全を期したものであるとか、そういう部門は決して……つまり農民にとって不利なことだけは本当であつて、有利だと思われたことは全部本当ではなかつた、それが説得の手段であつたのではなかつたのではないかと、そういう問題が指摘されているんだと思うんですね。やはり進め方自体の中にもまた問題が大きくなれていたということ、この点をもう一度確認させていただきたいと思います。

### 松井和治（空港公団総裁）

今ちょっと先生が言われて気になつた点をまず先に申し上げさせていただきますが、不利な点はそのままであつて有利な点は全くなかつたというようなおつしやり方は、私は少し実情をご存じないのではないかと思います。ただ、私は具体的にその当時居合わせたわけではありませんし、どういう説得の方法を使つたかということはつまびらかにはいたしませんが、しかしこういう証言がある以上、そういうような話をされた方もあつたかとは思います。ですから私どもは、そういう条件派といいますか、賛成していただく方に対しのやり方についても、いま私ははつきりその当時全部が全部そういうやり方をしたというようなことは到底申し上げる論拠もないわけでありますが、もし仮にそういうのが一部でもあつたとすれば、それはやはり反省しなければいけないと思つております。

### 隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

ですから、全体としてそういう傷跡を残したということを同盟のほうも言われようとしていると思いますね。個々のケースまで立ち入ればいろいろな問題がまだあると思いますから、そこは同盟のほうもあえて何

も深入りする意志はなかろうと。

### 河宮信郎（隅谷調査団）

その点、確かに私も言葉が足りませんでしたが、最後まで抵抗したら土地をただ取られるということは嘘なんですね。しかしその嘘が広く広まつて、それは嘘だ、そんなことは決してないと反対同盟の人を説得することに困難を感じた、いわばそういう雰囲気がつくり出されたことが問題だということなんですね。

### 隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

そういうような空気を同盟のほうは受けとめたといふことでしょう。

### 木内 順（反対同盟員）

言葉では「ご理解をいただいて」とか「ご協力をいただいて」というふうに言つてはいるわけですが、そういう脅しといふか脅迫といふか、そういう一面もあるわけなんで、そういうもとで民有地面積の九割、所在戸数の約八割という農家が移転をしていったわけですが、そういう一番もとになるところの、早く言えば協力をいただいたのではなくて追い出した、追い出してあと残つたのがわずかであると、そういうことでもつて、もう幾らでもないんだから強制収用しちゃえといふうに決断をしたと第三回のシンポジウムで言われていますが、今ここで話をしましたように、決して移転していった人たちが自分から進んで行つたんではなくて、いやいやながらも出ていった。甘言につられて出ていつてしまつた。出ていったあと、農家がいろいろな不平や不満をたくさん持つてはいる。そういうことでもわかるんじゃないかな。自分から本当に空港に理解を示して協力をして出て行つたというのであれば、納得して出て行つたといふのであれば、多少の不平・不満は、どういう場合もありますが、多少のところは目をつぶるというか我慢をするというようなことがある

### 木内 順（反対同盟員）

きれいな言葉で言えば「ご協力をいただいた」と。いま高橋さんが言われましたと、ご協力をいただいた

と思つんですよ。ところがそれがなくて、かなり不平・不満があると。そういう不平・不満の残るような協力の仕方を根拠として強制収用をしたということありますので、そういう根拠としたということはこの場でもつて撤回をしていただきたいと思うわけですが、いかがでしようか。

### 高橋朋敬（運輸省課長）

前も申し上げさせていただいたわけですが、条件派の方々にご協力をいただいたと申し上げてはいるわけですが、その事情は一様ではないし、いろいろな複雑なものがあつたと。強制収用を脅しとして受けとられて土地を手放すといった状況になられた方々もあるとご指摘でござりますので、そういうこともあつたのかなというふうに思うわけです。

そういう意味で、私どもが第三回目のシンポジウムで申し上げたのは、民有地の面積の約九割、所在戸数の約八割の皆さんに協力を得たと申し上げてはいるわけですが、様々な思いの中で用地を公団側としては提供していただいたということになるわけですが、そのことを思うと、数字という意味では、用地の売買契約が面積でどのくらいありました、あるいは現在条件を交渉中で、どのくらいの面積については用地の取得の見込みが確実ですという意味で申し上げてはいたわけですが、大半の地権者の方々に空港づくりの方法まで含めて納得していただいたといふうにまで受けとるような表現を使つてはいると思いますが、数字的なものは事実としても、そういうような読み込みでご説明した部分については、少し行き過ぎかなと今思つています。

うぞ」とか、「売らなければ取るぞ」とか、そういう中味を含んだものが「ご協力」の中味だとすれば、ちょっとと納得がいかないと思わざるを得ないわけです。

**柳川秀夫（反対同盟員）**

ただ今高橋さんがおっしゃたように、数字の問題で八割というのは私たちは納得できるんですが、「八割の方々に協力をいたしました」という表現は、今まで話があつたように、コンサンセスづくりが足りなかつたという発言から言いますと、その認識部分において非常に乏しいものがあると思います。そういう意味では、三回目のシンポジウムの「八割の協力をいたしました」ということについては明確に撤回していただきたいと思うんですが。

隅谷三喜男（隅谷調査団団長）  
ですから問題は、「協力」というと土地を売った方々がかなり前向きでそれを受けとめたようにどうしても取られるから。しかし現実にその人は売るということは承諾はされたわけですね。承諾をしたという客観的な事実と、それに対して「協力」という言葉はちょっと納得できないというのが同盟のほうの言い分といいますか、それはどうですか。

**高橋朋敬（運輸省課長）**

私は、「協力」という言葉は、土地を買わせていただしかし空港づくりまで了解したかということまで含めて読み込んだとする、その点については行き過ぎがあつたと申し上げているわけです。ですから、私どもの第三回の説明をそのように二つに分けて今ご説明させていただいて、今木内さんからいろいろご指摘にな

つた点について回答を申し上げたいと思つてゐるわけです。

**木内順（反対同盟員）**

「協力をいたしました」という表現を根拠にして強制収用という手段を行使したわけですから、それは高橋さんの表現で言えば「協力をしていただいた」というふうにしか表現はできないと言いますが、それはかなり強引なやり方でもつて協力をいたましたという話でもつて、そういう意味ではかなり強引に強制収用に無理矢理いった、かなり無理があつたんじゃないかというふうなところを言いたいわけなんです。

そこら辺のところを、ただ単に八割の協力をいたしましたので強制収用をやつたといわれたのでは、ちょっと納得できませんので。数字の問題ではないと思うんですよ。「協力」という美名を使って、その影に隠れていたので強制収用をやつたといつた、ちょっと強引にやつた、と納得できませんので。数字の問題ではないと思うんですよ。

そういう認識を持つてゐるかいないかということだけなんですよ。

**佐山忠（反対同盟員）**

今の点、ちょっとと明確にしたいんですけど。つまり、第三回の運輸省見解の中では、八割近い人たちのご協力をいたしましたので、羽田も緊急状態で満杯になつて、そういう状況も考えて万やむを得ず強制代執行に踏み切つたというふうに論旨が展開されているわけですね。私たちが今ここで問題にしているのは、大多数の方々のご協力を得た、その内容が今ほど言いまして、たよう無理強いしたものか進んでしたものかということはあるかと思いますが、だからといってそれを根拠にして強制収用まで進んでいいということには私は

なつていらないんじやないかと思うんです。つまり、用

たことではないと私は思うわけです。ですからこの問題にしているのは、大多数の方々のご同意を得たので強制収用の方向に踏み切つたという見解を明確に改めていただきたいということです。

**高橋朋敬（運輸省課長）**

そういう意味では、木内さんが引用された第三回の文章の中で、大半の地権者の方々のご了解を得たので先に進んだという部分については、その説明のしぶりが、空港づくりの進め方について納得した上で八割になつたのだというふうに説明した部分については、これは一種の行き過ぎでありますと申し上げているわけです。ですから、数字は数字としてあるとしても、その数字の解釈の部分については、今いろいろな事情、お話を伺つたわけですが、そういうことを踏まえてみて、その表現自身については行き過ぎがあると。言葉にこだわるかどうかですが、その意味するものを私はそういうふうに理解して、表現ぶりの行き過ぎを反省するというふうに申し上げてゐるわけであります。

**隅谷三喜男（隅谷調査団団長）**

ですから、こういうふうに理解したらどうですか。三回のときに言つたことは言つたことですから、それについて、表現は表現としても、内容についてはこういう限定というか趣旨を明確にするということで、今日はその中身のほうのことを確認して、三回のときの発言の内容は今日こういうふうに修正して理解していく。シンポジウム全体としても。そういうふうに読み理解するということではまだ不十分ですか。

**平野靖識（反対同盟員）**

実は根拠となつた数字そのものにも疑問があるのでお尋ねしたいんです。  
先ほど高橋さんが、第三回の運輸省側の見解の「民有地の約九割、所在戸数で約八割の皆様のご協力を得

る」、今この「ご協力」という言葉について問題が取り交わされたわけですが、この九割とか所在戸数で八割ということについて、多少数字の読み込みがあったと言われましたね。この位置決定後約三年経過した時点、つまり一九六九（昭四十四）年ということになりますか、

一九六九（昭四十四）年八月三十一日の調査を根拠として、そして九月十三日に事業認定の申請を公団はなさるわけですが、その事業認定申請書に記載されている買収実績が、民有地の六七〇haのうちの七五・一%と書いてあるわけですよ。これは結局、買収の実績だと思うんですね、読み込みなしの。そうすると、そのときにそれであるにもかかわらず「民有地面積の約九割、所在戸数で八割のご協力をを得た」と言つて、今になつて多少この数字には読み込みがあつたと言われても、ちょっととこちらとしては納得できないものがあるわけなんですが、いかがでしょうか。

### 高橋朋敬（運輸省課長）

民有地面積の九割、所在戸数の八割というふうに申し上げたのは、事業認定を申請する際の時点での、九月直前の時点での数字では、売買契約が成立している数字、それは七五%でございます。そのとおりです。それ以外に、言葉はまた「条件派」という言葉を使わせていただいて恐縮なんですが、の方々と条件についていろいろとご相談をさせていただいている状態であります。その方々がご納得いただければ、面積的には九割というは正確に言えば確かに八八%くらいの数字になると思うんですが、くらいの方々の土地を公団は取得できるということでありまして、その見込みを得ていたので、九月時点での数字、事業認定申請の際に使つた数字ではなくて、その見込みも含めて申し上げたわけでございまして、その当時の私どもの認識はそういうことであつたのだというふうな意味で申し上げたかたでござります。決して数字を過大に関係者に申し上げていたということまで意味してい

るわけではなくて、その当時の認識を申し上げたわけでございます。

### 高橋寿夫（隅谷調査団）

私はこういうふうに考えるのですけれども。

今、収用法発動の根拠が問われているのだろうと思うんですね。そのことについて第三回の当局の発言には、約八割の農民の方々の土地、面積で約九割というものが協力を受けた、したがつて収用法発動の一つの根拠にしたと受け取られる発言をしたと思うのですが、この数字の中身について、高橋課長がお話のよう、確かにすべての人が先の先まで考えた意味では、完全に満足をした、了解したという意味での協力ではなかつたという意味で、「協力」という言葉で覆い尽くすにはやっぱり問題があつたということはさつき認めたわけですから、それはそうであると思うんですが、私の申し上げたいのは、その八割なり九割なりという数字というものを唯一の根拠にして収用法を発動したわけではないだろうと思います。その数字は一つの状況証拠であったかもしれないけれども、収用法発動の必要性なり理由付けはほかにも当然あつたはずだと思うんですね。

したがつて、今の数字の問題について同盟が問題にしておられるようなこと、仮に「そのとおりです」と認めたところで、それは収用法発動が全く無意味だったということには実はならないと思うんですね。そのことはここで争う必要はないので、今争われているのは、私どもが聞いていてそんなにスマートに説明しきれるものかなという印象を実は三回目のときに持つたのですが、あの発言は若干短絡的な発言だったという感じはするんですね。おそらく収用法を発動するための根拠として割りとわかりいい状況だというので説明されたのでしようけれども、それはやはり短絡であつたという気がするし、それを認めたからといって収用法の発動が全く根拠がなくなっちゃうということには

法的にならないわけであつて、そこは振り分けて判断されて先へ進まれたらどうかという気がいたします。

### 石毛博道（反対同盟事務局長）

今の高橋さんの発言を受けて、確認したいと思います。さつきの木内の説明で、「協力」の中身が、もちろん事業の絶好の転機だと考えた人もあるだろうし、家庭の問題でここがチャンスだと移転された方もあるだろうし、空港建設そのものに協力しようというふうにして移転された人もある。しかしそういう人ばかりじゃなくて、収用法という脅しの上で、やがては力で来るぞということについて、もうこれ以上抵抗してもだめだというあきらめとかそういう作用も確かにあつたということは、これは間違いない事実ですからね。そういう多様性を認めた上で、空港づくりを納得して八割が協力したという言い方は、言い過ぎがあるだろうということ。つまり、「ご協力」の内容が、多様性があつて全面的に空港づくりに賛成という意味ではなかつたという認識をされているということでいいですか。

### 高橋朋敬（運輸省課長）

そのとおりです。

### 隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

内容はそうであるということをここで確認すれば、たということには実はならないと思うんですね。そのことはここで争う必要はないので、今争われているのは、私どもが聞いていてそんなにスマートに説明しきれるものかなという印象を実は三回目のときに持つたのですが、あの発言は若干短絡的な発言だったという感じはするんですね。おそらく収用法を発動するための根拠として割りとわかりいい状況だというので説明されたのでしようけれども、それはやはり短絡であつたという気がするし、それを認めたからといって収用法の発動が全く根拠がなくなっちゃうということには

### 石毛博道（反対同盟事務局長）

次のテーマの「土地収用法と成田事業認定の問題点」を、相原のほうから行つていただきたいと思います。

### 相原亮司（反対同盟員）

それでは、土地収用法と成田事業認定の問題点につ

いて述べたいと思います。

資料に表(下表参照)があります。

ます。

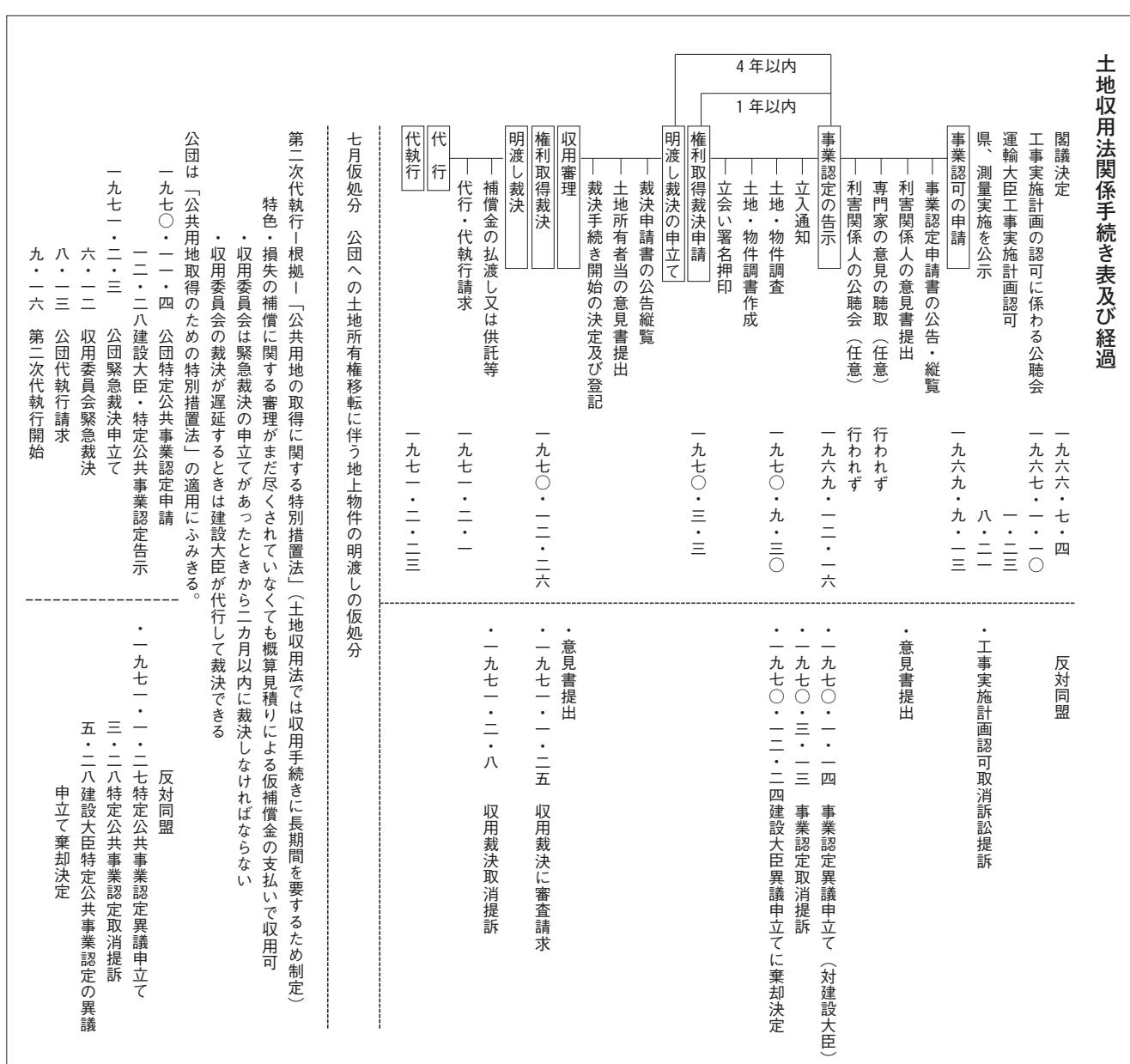
成田空港問題は、用地問題の解決について土地収用法の問題と切っても切れない関係にあります。既に二

九六三(昭三十八)年、池田内閣は新空港建設をやらん  
で土地収用法の強化を指示し、そして成田空港閣議決  
定の翌年に土地収用法の大改正が行われています。  
今回は、第九回シンポジウムを受けて、その席で合  
意された認識、つまり、「やはり一つのシステムづくり  
といいますか、例えでございますが、大規模国際空  
港の設置などの場合には、航空審議会の審議を経て、  
その中で公共団体あるいは住民の意見を聞く会を必ず  
つくるというふうな一つのルールづくりをやっていき  
たいと、このように考えておるわけでござります。そ  
ういうことで、今後の検討の中でそういう意見を聞く  
場のつくり方をよく勉強してルール化を図つていきた  
いと、このように考えております。」

――こういった空港の設置過程、あるいは公聴会の場における十分な意見開陳、あるいは互いに意見交換をする場が少なかつた、これが成田空港問題の大きな問題ができ上がつていったというふうなことを認識しておるところです」、松尾航空局長の発言ですが。

及び土地収用法の制度自身に内在する問題について述べていきたいと思います。

まず第一に挙げたい点は、三里塚の歴史の上で土地収用法の適用は決定的な位置を占めていることです。土地収用法の適用後、公団はこれを背景として用地買収工作を進めるとともに、買収に応じない反対派に対しても圧倒的な物理力でもって強制的に土地を召し上げるという手に出る。これに対し農民は、身をもつて実力で抵抗する局面に至つたことです。多くの犠牲者を出した成田空港建設の決定的な局面は、この土地収用法の適用は決定的な位置を占めていることです。



用法の全面的な適用にあると言えます。

さらに第二に注目すべきは、資料の表（資料編30ページ下参照）ですが、これにあるように、成田空港の土地収用が戦後の強制収用事件では最大のものであつて、戦前のあの田中正造の谷中村土地収用事件と並ぶそうしたものであることです。強制収用の中での犠牲者、逮捕者、負傷者すべてにわたつて成田の問題は際立つており、一体なぜこのような強引な収用が行われたのかを、その原因をすべての面で探つていかなければならぬのです。

これだけの意義を持つ成田空港土地収用問題について、さきに触れたシンポジウムで示された基本認識を踏まえて、一連の土地収用法の適用過程について、適用の時期についてどのような問題があつたのか、次いで収用される側はこの適用過程でどのように扱われたのか、そうした中に制度の運用だけでなく制度自身の矛盾はないのかについて具体的に検討していくことにします。

土地収用法はかなり面倒な法律ですので、表にそつて簡単に説明したいと思います（269ページ表参照）。この表の見方を若干説明したいと思います。

三段になつていますが、一番上が土地収用法の適用過程にこういう過程があるということです。次の年月日が、国、公団が行つた日付です。下の反対同盟は、こうした国の動きに對して、それぞれいろいろな法的手段で対応した流れです。その次に真ん中に七月の仮処分というのがあって、それから最後に第二次代執行の法的な問題が書いてあります。

この土地収用の主にポイントとなるのは、四角で囲んだ事業認定の申請、その間にいろいろな過程があつて事業認定の告示がある。これは一九六九（昭四十四）年十二月十六日、約二十三年前になりますが。それから立ち入り測量、土地・物件調査、これが一九七〇（昭四十五）年九月三十日。それ以前から第一次測量、第二次、第三次測量といわれるものです。そして収用委員

会に公団のほうから権利取得裁決の申請をします。これが一九七〇（昭四十五）年三月三日。その後、収用委員会の審理が行われて、収用委員会の裁決が行われます。その上で県が代執行するという過程を経ています。一番下にあるように、反対同盟はそうした節目節目で、裁判所に訴え出る、あるいは意見書の提出、あるいは事業認定の異議申立て等々を行つてきていました。

七月の仮処分は、土地収用法の適用というよりも、先ほど清宮氏のことが出ていましたように、公団へ土地所有権を譲つた、それに伴つて地上の物件を明け渡しをするという裁判所の仮処分に基づいた執行です。

第二次代執行は、根拠となつてているのは「公共用地の取得に関する特別措置法」（特措法）といわれるものですが、これは、特に土地収用法ではこうした手続きが非常に長くかかるために、もつと簡略化した、それがこそ伝家の宝刀的な法律です。この特色は、普通、収用委員会で損失の補償が審理されることが前提となつて代執行が行われるわけですが、その審理がまだ尽くされていなくとも概算見積りをして仮補償の支払いをしてすぐ代執行に移れると、極めて簡略化されています。それから、収用委員会は緊急裁決（特措法にある裁決の申立てのやり方です）の申立てがあつたらば、二ヵ月以内に裁決しなければならない。それがもつと遅れるようであれば、建設大臣が収用委員会に代わつて裁決できるというふうに簡略化しています。

これが特措法に基づく適用過程で、一九七〇（昭四十五）年十一月、公団の特定公共事業認定の申請があつて、その後、収用委員会の裁決があつて、そして第二次代執行に至つています。

これに対しても反対同盟は、特定公共事業認定の異議申立てから、取消し訴訟というふうな運動に出ています。

次は土地収用法の適用に至るまでの前段階の問題点を述べています（271ページ参照）。

一九六三（昭三十八）年に土地収用法の強化を指示しています。当時の池田内閣が、十七日の閣議の席上、田中藏相と河野建設相に対し、「公共投資の効率を上げるために土地収用法を強化して、工事予定地の値上がりをせんようにしてもらいたい」と指示した。これは、同日の新東京空港の用地論議と絡んで、「各高速道路、東海道新幹線などの予算のうち、用地費が余りに巨額を占めている現状から見て、もつと安定した値段で土地を買い入れるようになれば、せっかくの公共投資が無駄になる」という考えによるものであると、十二月十七日の朝日新聞の記事が載せられています。

一九六六（昭四十一）年に閣議決定があり、一九六七年（昭四十二）年に事業の実施計画が認可されています。この場合に、前回、「飛行場にあつては申請者がその敷地について所有権その他の使用の権限を有するか、あるいはこれを確實に取得することができる」と認められること」という事業認可の航空法の基準があつたわけですが、これに對しては、前回、運輸省のほうで、最終的には土地収用法の適用ができる事業であるから土地を確實に取得することができるという基準をクリアしているという回答があつたわけです。既にこの段階で土地収用法は潜在的に適用されることが含まれているわけです。

一九六七（昭四十二）年七月二十一日、土地収用法の大改正が行われ、土地価格固定制度、つまり事業認定時に土地の価格は固定される、それ以後は単なる物価上昇分を掛け合わせるだけで、周辺の地価が上がつてもそれは一切無視するという制度が生まれたわけです。その年、一九六七（昭四十二）年八月十九日に公団が県に強制測量の通知をし、県が県報で公告した。これが前回の杭打ちの測量です。

これについては、当時の衆議院の運営委員会で堀航空局長が「どうしても一九七一（昭四十三）年四月に成田空港が完成するように全力を注ぐためにこうした手



反對同盟提出資料

手続きもやむを得ない」という発言をしております。先ほど松井公団総裁も、「そうした状況、あるいは一九七一（昭四十六）年四月までに完成したい」という大きな目標のもので、公団としては、反対派の方々との話し合いでの努力を続けることと並行して、工事実施計画の認可申請、外郭測量など空港づくりの手続きや作業を具体的に進めた」というふうに言われましたが、やはりこの段階で既に反対派に対し土地収用法を適用するという意志表示がなされたわけです。それが一九六七年（昭四十二）年十月十日の杭打ち・外郭測量の強行。そして二年後に公団の事業認定の申請手続きを行ったわけです。

土地収用法のこうした適用の過程での問題点として公団は既に用地を八八%取得したとしております。この点については先ほど説明がありました。事業認定申請書では七五・一%等々のことがあります。

次に、収用委員会の裁決書に「民有地の七一・八%」と書いてありますが、これは私どもが、収用委員会の裁決書の中に「起業地の八二・一%を取得した」と書いてあつたので、普通、起業地というと全体を含めるので、国有地等々を除いて算出した結果が民有地の七一・八%というふうに算出したんだすけれども、これについては裁決書が、起業地というのは本当は民有地のことをいうのに、民有地のことを起業地と書いちやつたということが指摘されていますので、間違つた用語を使つたということで、一応その指摘を受け入れますと、収用委員会の裁決書では八二・一%の民有地の買収というふうになるわけです。これは先ほど数字の問題でないということでの一応の合意でありますが、未買収地の問題がなお残つてゐるわけです。以後、公団は未買収地については土地収用法という強制力を背景として買収交渉に臨んだことが、先ほどの指摘で明らかだらうと思うわけです。

それに除かれる、なお買収に応じない者に対する強制収用に出るということで、これについては当時の

運輸大臣の橋本登美郎氏が、強制収用後の発言を言っているわけです。「これで反対派の農民もいくら抵抗してもだめだとわかつたろう。わしはこれから潮来に行くんだ。そう空港の話はつかりできんよ。二、三日すれば農民も話し合いに乗つてくるだろ」というような発言をしているわけですけれども（資料編39ページ上参照）。どうもこういうふうに見ると、公団は反対する者に対しかなりの物理力をもつて国の力を見せつけてあきらめさせるというような手段に出たんじやないかということが推測されるわけです。

こうした土地収用法の適用の時期あるいは問題点が、第一点としてあると思います。

次に、土地収用法そのものが果たして民主主義に合致するかということをここで検証してみたいと思うんです。我々反対同盟がどのようにこの過程で扱われたかということを含めて、成田空港問題での土地収用法適用過程での問題を述べたいと思います。

事業認定の手続きが、先ほどの表でありましたように、これをコンパクトにまとめるところのようになるわけです。まず公団が事業認定申請書を作成し、事業認定の申請をします。そうすると建設大臣が事業認定申請書が形式的に整っているか、内容的に実質的な審査をします。その上で事業認定の処分と告示をするわけです。反対同盟はそれに対して事業認定の異議申立てを行つたわけですが、これは建設大臣に行つて、建設大臣は異議申立てを却下した。そういう過程で行われてきた。

これと、当時の位置決定、注の下に書いておきましたが、閣議決定があつて、その閣議の一員である運輸大臣が基本計画を指示し、それを簡単に言えば一体化した公団に実施計画を指示する。公団が実施計画をつくる。その上で運輸大臣に審査を申請する。公聴会があつて、運輸大臣が認可する。

こう見てくると、官庁内部の手続きのみで一切が行わっていて、この過程の問題については第三者の機関

が関与する機会がないわけです。

これに対し反対同盟が異議申立てをしたわけですが、この異議申立ての先が、法律上は処分をした建設大臣にやる。建設大臣がそれを却下するという、非常におかしな、権力を分割するという思想が全然ないわけです。

こうやって見ると、卑俗な例で言いますと、反対同盟は事業認定の異議申立てをした。つまり、なぐられたから、なぜなぐられたかということを聞きたいと。それをなぐった本人に聞きに行つたら、またなぐられたやつたというようなもので、かなり随分愚弄されたような気がするわけですね。こういうような適用過程の問題点が一つあると思うわけです。

ではそれ以前に土地所有者や利害関係人が果たして意見を述べる機会があつたのかどうかということについて述べたいと思います（271ページ表参照）。

前回のシンポジウムでも議論がありましたように、閣議決定後の公聴会が余りにも無力で意味のないものであつたということが言われたわけですが、この土地収用法の手続きの中では、公団の事業認定申請があつた後に利害関係人の意見提出があるわけです。これは意見提出をすることができるという土地収用法の二十五条にあって、反対同盟は多数意見書を出したが、その処理は一切不明なままであります。

その次に、建設大臣は必要があれば専門的な学識及び経験を有する者の意見の聴取ができる。これが二十二条です。これはもちろん「必要があれば」という限定がついて、建設大臣の裁量に任されています。

次に、建設大臣は必要があれば公聴会を開いて一般の意見を求めるべきならない。これは二十三条です。これも同時に「必要があれば」というふうに建設大臣の裁量に任されています。この点については、反対同盟は国会議員等を通じて開催を要求しましたけれども、なかつた反対同盟は、ここぞとばかり空港の是非と手

ます。いろんなことを調べますと、この間、専門家の意見の聴取、あるいは公聴会は、土地収用法の適用過程で一切これまで開かれたことがないと言われています。こうした過程を見ますとかなりの問題点が出てくると思います。

意見書の提出に関しては、事業認定時には処理の不明な意見書提出、それしかできなくて、専門家の意見聴取、あるいは公聴会の開催は一切なされていなかつた。つまり、利害関係人が意見を述べる機会はなくて、ただ強制収用の処分を受けるのみだ。だから、なぜ自分たの土地が強制収用されるのかという説明もなければ、質疑応答もできないような立場に置かれているわけです。

そうすると、もっと大きなことで言えば、不利益な処分や公共のために犠牲を強いられる者が、事前にその理由を告げられて、かつ自分の意見を述べる機会があるというような、そうした民主主義国家としては当然の前提とされているものが、この土地収用法の中では欠けているんじゃないいか。

この間の一連の位置決定から強制収用に至るまで反対同盟あるいは国民の側は、意見を封じられたまま強制収用を強いられることになるようになつていています。

その中で、事業認定処分の後に収用委員会の審理というのがあります。収用委員会といふのは行政の中でも一つ独立した委員会で、一応は行政からの制約を受けないわけですが、その中に何人かの委員がいるわけです。ところが土地収用法の中では、「収用委員会の権限は主に補償問題について審理する」となつてているわけです。収用委員会の審理は、一応第三者機関ですで、反対同盟は意見を述べる機会もあるし、それを審理する機会もあるわけです。その過程の具体的な問題については次の午後のときに問題にしますが、制度上の問題から言えれば、これまで一切意見を述べる機会のなかつた反対同盟は、ここまで一切意見を述べる機会の

続きを問題としたわけですが、収用委員会は、事業認定の権限は建設大臣にあるから空港問題の是非の発言を一切ここで封じてしまっているわけです。この間の事情の問題については、資料（資料編36ページ参照）に当時の収用委員の飯田千葉大教授が、「この問題は収用法あるいは土地収用委員会の権限を超えている。制度の問題もあってこれは政治が解決せよ」という発言をしています。これは後に午後の点で述べたいと思います。

そうした収用委員会の権限の限度ということで、反対同盟はそこで建設大臣に異議申立てをして却下されたものですから、裁判所にすぐに訴え出たわけです。これが工事実施計画認可取消訴訟、事業認定取消訴訟、収用裁決取消訴訟、特定公共事業認定取消訴訟、次々と裁判をやっています。しかしながら、日本の裁判所では、こうした行政処分を取り消すような訴訟を提起しても、行政処分の効力をそこで止められないものですから、裁判を一方でやりながら行政のほうはどんどん工事を進めることができ、判決時にはもう既に工事ができてしまうというおかしな構造になっています。これはどういうことを根拠にしているかというと、行政事件訴訟法という法律があるわけですが、これの二十五条に「処分の取り消しの訴えの提起は、処分の効力あるいは処分の執行または手続の続行を妨げない」となっているからなんです。そのすぐ後に、でも既成事実の先行を防ぐために「裁判所は執行停止ができる」というふうに書いてあるわけですが、しかしながら日本裁判所はほとんど行政を優先して、執行停止の決定を出しません。執行停止の決定を出しても、総理大臣がそれに異議を申立てれば執行停止の決定は効力を失うというふうに、行政優位のようになつていています。

成田問題の場合でも、反対同盟は行政が工事を執行することをやめてほしいという申立てをしたのですが、裁判所は退けました。そのため工事はどんどん進んで、既に事業認定取消訴訟の一審と二審、二十三日で高裁判決では、国が勝つて我々が負けています。ただここで明らかにしたいのは、既に一期工事が終つて飛行機が飛んでいる、こうした既成事実の前での裁判官がどう立ち向かうかといえば、おのずから限度はあると、我々はそういうふうに見ざるを得ないわけです。だから既成事実をつくる前に何をやらなければならぬか。もう既に既成事実をどんどんつくつてからでは、いくら裁判の判決が出ても既に意味がないじゃないかと思うわけです。こうした一つの日本の裁判制度とか、もう少し権利の擁護というものがあつてもいいし、成田問題の一端の責任も負うところがあるんじゃないかと思います。

それからもう一つは、この裁判自身が、もちろん法律上の裁判ですから大きな限界があるわけで、その大きな限界について述べたいと思います。

確かに裁判の中では事業認定は違法ではないと。もちろん僕らはそれに対していろいろ意見はあるのですが、仮に違法でないとして、その後の強引な既成事実の積み上げを一体誰が検証するのか。これについては裁判所は一切沈黙を守っているし、それは彼ら自身の限界であるわけです。

それからもう一つは、仮に違法でないとして、なぜだつたのか。あるいは反対同盟が狂暴な暴力団だったのか。あるいはそれとも、制度それ自身に問題があったのか。考えられるのはこの三つくらいだと思います。公団も極悪人ではないと思っているし、裁判の中でも、違法ではない、法律上の手続きを踏んだと言っている。我々自身も、これまでのいろんな合法的な運動等々を通じてやつてきだし、我々自身も暴力団と

いうことは考えていないわけです。ならば法律に則ってやつた、しかも違法でなかつた事業認定がなぜあんな犠牲者を多く含むような代執行に至り、しかも現在なお問題が解決していないというような、二十年過ぎても事業認定の問題がなお問題になるという事態に至っているのか。

結局、この問題は、裁判自身の問題ではなくて、二十年を過ぎたこの成田の現実を踏まえた上でなければ解決できないのではないかと思うわけです。その意味では、先ほどの高裁判決は、二十年の歴史の現実を踏まえないかなり底の浅いものであつて、見るべきところはないわけで、我々としては、以前に出された隅谷調査団の所見を踏まえて、このシンポで、この土地収用法なり事業認定問題を、法改正等々の問題はあるにしても、何に根源があるのかということをこの場で検証していく必要があるのではないかと思うわけです。

以上です。

（昼 食 休憩）

### 隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

午前中は、条件派の形成から始まりまして、土地収用法の話までいたわけですが、それに引き続いて論議を進めたいと思いますが、誰から…。

## 相原亮司（反対同盟員）

午前中に一応、我々が土地収用法あるいは事業認定問題で数々の問題点をあげたわけです。その中で、事業認定過程が官庁内部のキヤツチボールにしかすぎないし、関係人は排除される構造になっている。あるいは関係人が意見を述べたくてもほとんど意見を述べる機会がないという、そうした制度自身がもつている問題点について、成田問題がこういう意味でも制度自身の矛盾というものから発しているという指摘をしたわけですが、このような我々の指摘に関して、国側・運輸省としては、「それは的はずれだ、成田問題はもつと別なところにある」というようなことがあるのかどうか、その辺のご意見を、午前中の意見に關して伺いたいと思います。

隅谷三喜男（隅谷調査団団長）  
それでは、運輸省のほうから。

## 高橋明敬（運輸省課長）

午前中、だいぶ詳細にわたって土地収用法関係のご主張を聞いたわけでございますが、成田空港問題はいろいろな場面ごとに問題をもつてゐるわけですが、やはり基本的な問題という意味では、これまでのシンポジウムの中で申し上げたような事前の位置決定の問題、位置決定に際してのコンセンサスの問題というふうには思つてゐるわけでございます。

相原さんがこの土地収用関係についていろいろと詳細に述べられたわけですが、まあ、この法律を運用してきた、いろいろなことがあるわけですが、この運用に当たつてどういうふうに考えていてかとか、法が違法に運用されないようにということでいろいろ考えて運用しているわけですが、この点については、先ほどお話をございましたように裁判になつてることでもあるわけですが、ただ、そういうことを一応別に考えてみた時に、私は、反対運動を進めてこられたお立

場から見て、いろいろな段階で行政の進め方について異議を申し立ててこられたということで、その中で感じ取られたものの見方だというふうに受けとめさせていただきました。そういう目から見ていろいろと問題点があるというご指摘だなというふうに承つたわけでございます。

ただ、私どもお話を伺つて、法律上の制度をどうあるべきだ、処分を受ける側と申しますか民意と申しますか、それをどのように反映したらしいのかという法律制度上の問題というふうに考えた時に、これとは異なるご議論もあるかもしれないし、まだ多くの議論をし得る余地があるんだろうとは思つております。

特に私どもが思つてゐる核心的な事柄というのとは、物事を行政が計画していく時に、その際に利害関係を持つてゐる方々の意見をどのように反映させていく仕組みが一番良いのかということだと思うわけですが、そういう意味で、今日の時点ではその点についての議論がいろいろなところでなされてゐるというふうに私も承知しております。

特に政府の中でも「行政改革審議会」の場で、手続き問題についてどうあるべきかといったような議論もしているわけですし、そういう中でおそらく相原さんが指摘されたような点も含めて、広く議論が今後行われていくのだろうと思います。そういう意味で、今後行革審などの結果を見たいと思いますが、私自身に「今どう思うか」と問われた場合には、まあ土地収用法の所管省でもありませんので、なかなか明確なことは申し上げられないでの、感想のような格好で申し上げさせていただきました。

## 相原亮司（反対同盟員）

確かに運輸省は法律をつくる立場でもないし、土地収用は建設省がやる立場になるわけですが、ただ、成田問題をこういう形で運用してきて、この法律というか土地収用法がその後に非常に大きな禍根を残す、し

かも法律上の手続きが間違つてなくともこうした大きな禍根を残すことの事実を踏まえた場合に、前回に松尾航空局長が言われた「今後のルール化づくり」を考えた場合に、成田問題に携わった国側のほうがどの辺を教訓化されるかということについて、松尾航空局長に一言お聞きしたいと思います。

## 松尾道彦（運輸省航空局長）

今の制度上の問題でございますが、土地収用法そのものはいろいろな段階において十分意見を聞くような制度にはなつております。この問題について結局は運用問題につながるわけでございますが、今回いろいろな段階において農民の方々から意見が提出されたわけでもございまして、この意見問題についても二種類ぐらいに大体集約された意見でございまして、専門家の意見とか、あるいは公聴会の場で認定の可否を判断するまでの意見にいくかどうか、その段階で建設省のほうにおかれましては、運輸省の航空法上の諸手続きによる公聴会も行われていた、こういう立場で、あえて意見を伺うこともないというふうに判断されたと伺つています。そこで、基本的には私どもの航空法に基づく公聴会において、そういう反対派の意見も十分伺えるような体制づくりをしないといかななど、こう反省をいたしておりますので、そういう点で今後の運用面を含めたルールづくりについても、航空法の中での反省を考へながら今後展開していただければありがたい、こういうふうに感じてゐるところでございます。

## 相原亮司（反対同盟員）

聞きたいことについてちよつとはずれでいるので、我々のこの収用法に関する問題点はこういうことだということで、若干具体的な事実に入りたいと思います。意見書を出したわけですが、事業認定時に多数の意見書を出したわけですが、その処理に關しては一切通知がないので、その処理はどういうふうにされたの

かということですが。

**高橋朋敬（運輸省課長）**

意見書の処理ということですから、建設省側のことになるわけですが、いろいろな意見が出されたものについて建設省のほうで、それぞれの事柄について対策なり何なりがどうなつてあるかということを調べられた結果と、それから、その時点では航空法の公聴会が開かれていたので、その時の意見の様子なども踏まえで、その住民の方々の意見というものに対しどのように行政あるいは公団として応えていくのかということを検討した結果、認可処分の審査の際に参考はされた。結果として、さらに公聴会とか専門家の意見を聞くまでに至るものではなかつたという判断がされたのだというふうに思います。

**隅谷三喜男（隅谷調査団団長）**

どうですか、運輸省としては今のような返答以上のことはなかなか微妙で言えない。もし建設省自体の答えを聞きたいということであれば、我々のほうで聞いてもいいですけどね。

**石毛博道（反対同盟事務局長）**

ただ、この法律を使って空港をつくろうとしたのは運輸省と空港公団ですから、我々この法律を使われて被害を受けた側としては、この法律の問題点はこれこれこういうところにあると思いますよという感想を述べているわけですから、使った側としては、今反対同盟が言つた問題点についてどう思うのかということぐらいは答えてもいいんじゃないですか、使つたんですから。土地収用法を使つて空港をつくろうとした、現に飛行機を飛ばしたわけですからね。使われた側は、我々はこの法律によつてこれだけ不利益を受けて「これこれこれだけの問題点がありますよ」とさつき述べたわけですから、使つた側としては「いや、反対同盟

の指摘は違う」とか「我々はそうは考えてない」とか「この点はこうだ」とか、いろいろあると思うんです。そのくらいは言つてもいいんじゃないですか。

**高橋朋敬（運輸省課長）**

さつき申し上げたことは回りくどかつたかと思いますが、私は、相原さんが主張されたご意見については、それは反対運動にかかわってこられた方のご意見として承ります、わかりますというふうに申し上げたので、ただ、そう申し上げたとしても、その問題は制度論の話ですから、所管省としていろいろなご検討やらご意見、また専門的なご意見もあるでしょうから、しかもそういうことを検討する場があるので、その場の検討を見守りたいなと思っていますが。

そこで、じゃあ何もしないのかということについて言えば、先ほど航空局長が申し上げたように、いわば私どもの反省というのは、計画策定段階における住民のコンセンサスづくりの点にあると認識していく、その点について皆さんが土地収用の場面においても抗議をされたということだから、私どもとしては空港づくりの段階において、大規模な空港の場合については航空審を開いて利害関係者の意見を聞くというようなことをルールとしてつくりつけていきたい、いうならば先行してそういうことをまず進めてみたいというふうに申し上げたわけでございます。

**高橋寿夫（隅谷調査団）**

現在、土地収用法の運用に当たつていろいろな問題が起つてあることは事実なわけですね。そこで、政府としては行政手続きというのを確立しようということがいろいろ検討しているわけですが、この暮れから始まる通常国会に「一般の行政官庁に対する許認可等に関する行政手続法」は上程されて、これが法になると思います。今の大規模プロジェクト、公共事業用地の取得のようないわばの指摘はできると思います。したがって、この

法されようとしている行政手続法には入つてないんです。

それで、私も実は行革審でその議論をする部会に入つてましたが、行政法学者の間では「計画手続」と言われているんです。この計画手続というものの策定は、今行政法学者等が材料を一生懸命集めている最中です。

この材料ができ次第、政府の責任で数年後にはこういった「公共用地取得等に関する計画手続に関する手続法」というものができると思います。そうすると、今相原さんがいろいろ指摘された問題点はかなりその法律の中での議論になつてくると思うのです。したがつて、運輸省は、成田空港の建設に絡んで大変貴重な経験をしたわけですから、そういう計画手続法をつくる時にはその経験、また相原さんが言われたような問題点、こういったものをそういうふたつ議論の中にぶち込んで、良い法律ができるように努力したらしいと思うんです。

ただ、そういうふたつも、そういう理想的な手続法ができるのは数年後になると思うんですから、その間どうするかということについては、前に松尾局長が答弁したように、運輸省としてはそういう法ができなくとも、現在「航空法」もあるし、あるいは「航空審議会」もあるから、そういうふたつのを一〇〇%活用して、良い法律ができるように努力したらしいと思うんです。

成田空港の建設にかかわって自分たちが経験した数々の問題、ご指摘を受けている数々の問題、これをしっかりとやりたいというふうに言つておられるので、法的な制度の確立は計画手続きに関する「手続法」ができるまで数年待つていただいて、しかし、運輸省としては今直ちにでも、現に今各ローカル空港等の建設もあるのですから、そこにおいては、運輸省の持つてある道具を一〇〇%使って良いものにしていただきたい、こう言つておられるんだと思うんです。ですから、そういう姿勢を同盟の側でも理解していただけると、この話は煮詰まつていくのではないかなど思っています。

相原亮司（反対同盟員）

今高橋先生のほうから言われたことで、一応私どももこの問題については了解したいと思います。ただ、この問題はいろいろな国でも問題になつていて、例えばカナダとか外国の中では、土地収用をするためのパンフレットを対象になる人たちにそれぞれ渡して、あなた方にはこういう権利があります、あなたの土地が収用される場合には「なぜ収用されるか」国が説明するというようなパンフレットをいっぱい出して、公共事業に関して犠牲を受ける一般の人たちと話し合う姿勢なり、その人たちにどういう権利があるかということまで説明している。そういういろいろな外国の例があるし、例えばドイツでもミュンヘン空港の場合などは裁判所が一度止めて、あるいはそれ以前に二五二回も公聴会をやる。しかも夜二五二回もやつて深夜三時にまでわたるということがあつた。中には警官が導入されたことがあつたけれども、それでも打ち切らずに何度もやつたし、さらにその上で裁判所が建設を止め議論を戦わせる場をつくつて、それが十年二十年かかつても、その長いコンセンサスづくりの上で現在、成田空港と同じ頃に発したドイツの空港が全部できて機能している。そういういろいろなところの例があるわけで、そういうものを含めた上でこの問題も今後もいろいろなところで問題にしていきたいと思います。

成田空港、このシンポジウム 자체がそうであります  
が、今相原さんが言われたような、この問題に関わつた人たちの意見を聞かない、成田空港のような問題が起つたという歴史的な事実、それが内容的に一体どういう問題として収用法について言えば出てきたか  
ということは、今日相原さんが言われたわけですが、そういうことは一つの行政上あるいは歴史的な教訓として我々としてはきちっと記録もし、ここではつ

隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

成田空港、このシンポジウム 자체がそうであります  
が、今相原さんが言われたような、この問題に関わつた人たちの意見を聞かない、成田空港のような問題が起つたという歴史的な事実、それが内容的に一体どういう問題として収用法について言えば出てきたか  
ということは、今日相原さんが言われたわけですが、そういうことは一つの行政上あるいは歴史的な教訓として我々としてはきちっと記録もし、ここではつ

きりさせることになつたと思いますので、これで一応この問題はおしまいにさせていただいて、次に移りたいと思います。  
石毛博道（反対同盟事務局長）  
それでは、三番目のテーマ「土を武器に家族ぐるみの抵抗」に入りたいと思います。  
私たち、土地収用に抵抗してきた戦いの検証に入つていただきたいと思います。今までの議論とちょっと違いまして、反対同盟がどういう活動をしてきたのかと思いますが、述べていきたいと思います。

### 三一 一坪共有運動について

一坪運動は、少ない土地を多数の者が共有すること  
で収用手続きを繁雑にし、強制収用を阻もうとするも  
のです。富里空港反対闘争の時に社会党が推奨し、富  
里村両国地区で実施していたものを三里塚でも引き継  
いだとされています。

三里塚の反対農民は、抗議や陳情の傍ら、各地の飛  
行場を見学したとき、茨城県百里基地で滑走路敷地を  
一坪共有地が食い込むように占拠している姿を見て、  
この運動の有効性に確信を深めたようでした。

敷地内農民にも、土地収用手続きの妨げをすること  
ができるのなら、あまり使わない土地を多数の共有に  
委ねてもよいとする気持ちが当時生まれました。

一九六六（昭四十一）年八月二十九日、B滑走路予定地天神峰地区の山林の提供を受けて始まつた一坪共有は、最初のうち、社会党の関係者や富里空港闘争の農民たち、いわば外からの支援者たちでした。やがて、空港用地に土地を持たない周辺地域住民、言い換れば、空港の設置によつて騒音公害や落下物被害に遭う地区の住民がござつてこれに参加するようになりまし

た。  
今ここで、一期用地内の一坪共有地を例にとつて、  
騒音地区住民の土地共有の状況を見てみたいと思います（277ページ参照）。空港一期工事区域内には、二、三、四、五、六、七、一七、一九地点、この数字は、公団が収用委員会に収用裁決を申請した時の地点番号で、それをそのまま使つてあります。この九カ所の「一坪共有地がありました。そして、それら各地点を共有する所有者（一坪地主）の住む村落です。芝山町辺田、千代田、小原子、加茂、台宿、多古町間倉という村落は空港の南側、川津場地区は南西側、横風用滑走路の延長上に位置しています。騒音の直下となる地域です。  
この一坪地主は、さらに多くの人たちと無償貸借契約を結んで、関係人の数を増やしていきました。先ほどの九カ所の一坪用地の無償貸借契約の状況です。多くの場合、一坪共有地上には樹木が生い茂つていましたから、これら一本一本の樹も所有者を決め、地主の名を書いた板をくくりつけるなど、さらに関係人の数を増やしていきました。一坪運動は、一九六九（昭四十四年四月二十一日）に登記完了までに、空港予定地内三カ所、広さ二一・三ha、所有者は一、三〇〇人余りになりました。一坪共有運動によつて、騒音地区的農民も自ら土地収用に抵抗する足がかりを得ました。  
これ以後、強制立入り測量、収用委員会公開審理、第一次代執行、第二次代執行などの全過程を通じて、芝山農民も三里塚地区の敷地内農民と共に、一坪運動用地によつて抵抗闘争を開えるよになつたわけです。  
それで、この一坪用地については、運輸省は土地収用法の適用を準備することとなつた要因の一つとしてこの運動を挙げているわけですが、我々としては、地元住民を無視した理不尽な空港建設を阻むための手段としては、この一坪共有運動というものは誠に有効な手段であったと考えています。それまで土地を持つていないと言われている人たちも、これによつて自分が敷地内に実質的に土地を持つて理不尽な空港建設に抵抗していくことができたということも大きな成果でした

| 収用裁決申請地（一部）             |                   |   |                                      |
|-------------------------|-------------------|---|--------------------------------------|
|                         |                   |   |                                      |
| <b>1970年 3回の強制立入り調査</b> |                   |   |                                      |
| 立入り調査                   | 年月日               | 対象地點  | 備考                                   |
| 第1次                     | 1970（昭和45年）年2月19日 | 7カ所の一坪用地（駒井野）<br>①-⑦<br>3カ所の団結小屋 ⑧⑨⑩<br>平和の塔 ⑪  | I期用地<br>計11カ所<br>91.29アール            |
| 第2次                     | 5月14日             | 2カ所の一坪用地（取香）⑫⑬<br>民家2件（取香・駒井野）⑭⑮<br>畑・原野（駒井野）⑯⑰ | I期用地<br>計6カ所<br>1.67ヘクタール<br>⑱小泉よね宅地 |
| 第3次                     | 9月30日～10月2日       | 312カ所   | I期用地の一部と<br>2期用地<br>78ヘクタール          |

反対同盟提出資料

資料によれば、「反対同盟は、第一期工事地区の強制測量の対象とされる団結小屋、一坪用地の二、三の要所を選んで、素晴らしい堅牢・強固な砦を築き、農地死守の要塞とする。これによって我々の決意と総力を表わす」としています。

これに応えて一月十三日、駒井野団結小屋、木の根団結小屋が強化されました。このとき、砦建設のほかに当面の具体的な方針として次のことが確認されました。

こうした中、十二月三十一日と翌年一月二日、芝山町中郷地区の反対同盟員の手によって、天浪団結小屋の周囲が堅固なバリケードによって固められ、これによつて中に立てこもつて、公団の調査・測量班を一步も立ち入らせないと発想のもとにこの作業が行われました。

一月四日、五日に開かれた反対同盟の実行役員会と幹部会は、この天浪団結小屋の着想を採用して戦いの方針を次のように決定し、全同盟員に呼びかけました。当時のビラの資料（資料編32ページ参照）を載せてあります。

し、本日こうしてシンポジウムで運輸省と対にやり合ふという状況をつくり出せたのもこの一坪運動の大きな成果ではないかと思つていますので、この一坪運動は反対運動として非常に多大な貢献をしているのではないか、現在もしているのではないかというふうに考えています。

### 三十二 第二次立ち入り調査の闘い

一九六九（昭四十四）年十二月十六日には、建設大臣

は事業を認可しまして、反対同盟内部では、翌一九七〇（昭四十五年）の年明け早々にも反対派用地に強制立ち入り調査が行われるのではないかという緊張が高まりました。私たち反対農民の土地がいよいよ収用される。これにどのように立ち向い、阻止するか。連日の討議が繰り返されました。

一九七一（昭四十六）年四月までを第一期の目途とし  
て五〇〇日の座り込みをすること。

強制測量阻止闘争とそれに続くあらゆる闘争は家族  
ぐるみの闘争であること。

五〇〇日座り込みの目途一九七一（昭四十六）年四月  
とは政府の開港目標であり、家族ぐるみの戦いとは学  
童の同盟休校を想定したものです。同盟休校について  
は、當時マスコミなどを通じて様々な批判、中傷がな  
されました。しかし、私たちは子供たちを含む家族総  
ぐるみの抵抗を示すことによって、農地死守の必死の  
思いを伝えたかったのです。

ここで、同盟休校に関する宣言から一部を紹介しま  
す。資料（資料33ページ上参照）を見ていただきたい  
と思います。

「二月十六日、連合空港反対同盟の重要な会議は、  
公団、機動隊の同盟員用地・物件への強行立入り調査  
に抗議し、家族ぐるみで戦いに臨むため、同盟休校  
をも実施することを満場一致で決議しました。三里塚  
芝山の農民・住民にとつても、現在最もよく戦うこと  
においてこそ真に未来の子孫を育成するいしづえにな  
ることを宣言いたします。」とあります。

以上みてきたように、強制立入り調査に対し、自  
分たちの土地に依拠し、家族ぐるみで抵抗するとい  
う戦いの構えが形づくられていきました。

二月十五日、空港公団はいよいよ二月十九日に立入  
り調査を行うことを通告してきました。この第一次立  
入り調査の対象地點は、駒井野の七カ所の一坪用地、  
駒井野、天浪、木の根の三つの団結小屋、そして岩山  
の平和塔の計一カ所、九一・二九aでした。

当日、反対同盟は支援者らとバリケードで強化され  
た三つの団結小屋に、予め定めた方針どおり同盟休校  
した少年行動隊から老人決死隊まで、家族ぐるみの体  
制で立てこもり、測量班が近づくと「立入り調査反対」  
のシュプレヒコールを繰り返して、砦の中には立ち入

らせませんでした。

公団の調査班は、一坪用地については測量及び立ち  
入りしたものの、砦、団結小屋敷地については外周に  
杭を打つだけで、収用法三十七条二項、これは抵抗  
などにあつて「測量が困難な場合、他の方法によつて  
済ませることができる」とあるのを適用して、その適  
用通告をして引き揚げていきました。この間わずか三  
時間半、翌日の新聞は「立入り調査あつさり終了」と  
報じました。同様に、第二次立入り調査も五月十四日  
に行われました。

### 三一三 杜撰さを極めた第三次立ち入り調査

空港公団は、一九七〇（昭四十五）年九月三十日か  
ら六日間の予定で、空港第二期用地を中心に反対派の  
土地三一二カ所、七八haに立入り調査をすると通告し  
てきました。反対派用地が広いこと、軒数にして第一  
次、第二次測量の一八倍余、面積にして同じく三十倍  
余と、対象地が農民の生活の基盤である田、畑、家、  
屋敷であることを考えれば、一次、二次の立入り測量  
が合わせて二・五haに二日間を要した実績からしても、  
六日間という短期間の予定で臨むことがそもそも調査  
の杜撰さを予想させました。

反対同盟は、この立入り調査が、十余三、天神峰、  
東峰、木の根、岩山、古込、横堀といつたいわば反対  
派の本陣にはじめて公団・警察が踏み込んでくる、空  
港闘争最大の山場ととらえました。一次、二次の調査  
の時のように立てこもつて拠点を守るという方法はと  
らずに、用地内の各部落はそれぞれ創意工夫を凝らし  
て自分たちの部落を守ること。用地外の各部落も、定  
められた用地内の部落に行つてその地区的住民と調  
査を阻止すること。と申し合わされました。

私たちが創意工夫のすえ手にした武器は、肥おけと  
肥びしゃく、ふん尿の入ったビニール袋、それに石灰  
でした。測量隊、警察の立ち入りを阻む杉丸太のバリ  
ケードも準備しました。

公団は職員・民間のガードマン合わせて約五〇〇人、  
これを一班三〇人程度の編成で一五班をつくり、各所  
に差し向けました。警察はこれを守るため、県警機動  
隊九〇〇人に応援部隊一、五〇〇から一、八〇〇を加え、  
連日二、〇〇〇名、最大時二、七〇〇名を動員しました。  
調査班、機動隊は各所でバリケードに阻まれ、これ  
を警察が放水とともに排除すると、ふん尿や石灰が飛  
び交う肉弾戦となりました。調査班は反対の手薄な場  
所で横断幕とハンドスピーカーで土地収用法に基づく  
立入り調査を通告しますが、反対者が押しかけるとす  
ぐに、抵抗を口実に、先ほど申しました三十七条二項  
の「他の方法でよしとする」という方法に切り替えて  
ゆきました。

結局空港公団は、三日間の調査で全体面積の四五%  
余、一七五カ所、三五・五haを形式的に測量しただけ  
で、あとは航空測量に切り替えてこの調査を終えまし  
た。新聞も「ずさんだつた測量 公団形式を整えるの  
にやつき」などと報道しました。

### 三一四 収用委員会の審理に入ります

一九六九（昭四十四）年十二月十六日、建設大臣から  
事業認定がおりると、反対同盟ではすぐに千葉県知事  
に「土地収用法の適用裁決は拒否してほしい」との請  
願書を提出し、併せて県土地収用委員会にも同様の趣  
旨の要請をしました。

一九七〇（昭四十五）年一月十九日、空港公団は、前  
に述べたように一期工事区域内の一坪用地、団結小屋  
等一カ所に強制調査をしました。そして、そのうち  
駒井野地区の六件六筆の一坪運動用地七・七aについ  
て、三月三日、第一次の収用裁決の申請をしました。  
これに対し反対同盟は、千葉県収用委員会にこの申  
請を拒否するよう陳情するとともに、七一八通の意見  
書を提出しました（資料編34ページ参照）。

しかし、千葉県収用委員会は公団からのこの裁決申  
請を受理しました。そして、反対同盟は三月三十一日



するならば、補償を問題としないそれ以前の空港設置の政治決定についての適否を求める反対同盟の土地所有者・関係人の要望は、全く収用委員会の権限・能力を越えるものであったと言えます。だからこそ飯田教授は土地収用委員再任を辞退したわけです。

結局、千葉県収用委員会は、この年十二月二十八日、土地所有者らの参加する実質的な審理なしに、一九七一（昭四十六）年一月三十一日を開け渡しの期限とする収用裁決を下しました。

以上が、第一次の代執行が始まるまでの強制測量と収用委員会の経過です。

ちょっとと訂正いたします。先ほどの発言の中でちょっと誤りがあつて、先ほどの収用法の一坪用地の問題のところです。「敷地内農民にも土地収用手続きの妨げをすることができるのなら、あまり使わない土地を多数の共有に委ねてもよいとする気持ちが生まれました」という、一坪用地に土地を提供した農民のことを話しましたが、この部分を発言から削除いたします。つまり、あまり使わない土地を一坪用地に提供したというだけではなくて、宅地を一坪用地に提供した人もたくさんいたという事実がありますので、そのところを訂正いたします。以上で終ります。

隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

以上で経過の報告が…。

石毛博道（反対同盟事務局長）

これはただの経過の報告ですから、四番目の第一次代執行の問題に移りたいと思います。

石井恒司（反対同盟員）

それでは、四番目の第一次代執行の問題に移ります。その前に、一番目の問題として『第二砦の人々』という小川プロダクション制作の映画がございますので、二十分ほどのものですが、それをまず見ていただいて、

それから次に移りたいと思います。

福田克彦（元、小川プロダクション・スタッフ）

それでは、映画が始まる前に解説をさせていただきます。映写につかなければならぬので会場の後ろから失礼とは思いますが、解説いたします。

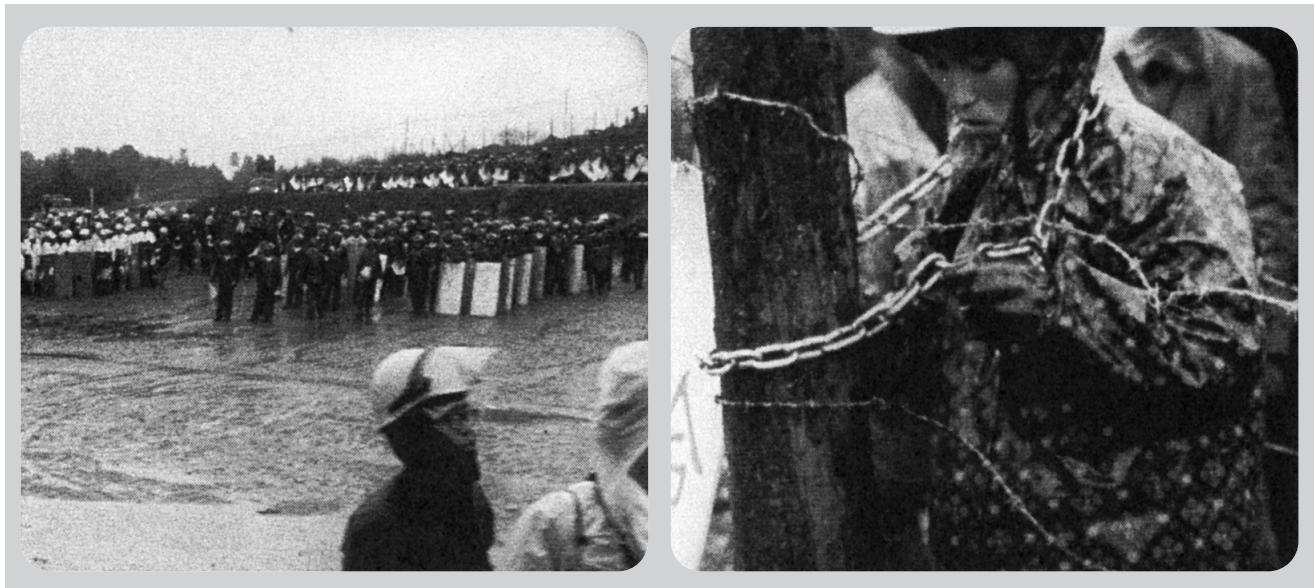
『三里塚第二砦の人々』、この作品は二時間二十一分のけつこう長編のドキュメンタリーの作品です。というのは、三里塚の第一次代執行は、一九七一（昭四十六）年の二月二十二日から三月六日にかけて、かなり長い期間の戦いとしてありました。この代執行は一九七一（昭四十六）年二月十六日に友納知事が、四〇〇〇m滑走路の予定地の北端にある駒井野地区にある、先ほども地図でご覧になったと思いますが、反対同盟の六つの一坪共有地に対して「二月二十二日から代執行を行う」という通告がなされて、始まつたものです。

一月三十一日を明渡し期限とする土地収用委員会の収用裁決が出まして、その時から反対同盟は土地収用を阻むということで一月六日から地下壕を掘り始めました。代執行を戦うに当たつての反対同盟の方針といふものは、地下壕を掘つて土の中に深く潜ること。そして立木やバリケードの柱に鎖で体を縛つて抵抗するということでした。いわば土地収用の攻撃に対しても反対同盟は体を張つて抵抗する。そして、土と百姓は一体であるということを世間の人にもアピールしたい、そういうふうな戦術だったといつてもいいと思います。そして、人が入つて地下壕をブルドーザーとか登つている木をそのまま引き倒すなどということはまさかしないだろうということを反対同盟は堅く信じていたということができると思います。

それに先立つて、一月二十八日に、友納千葉県知事が空港の位置決定後はじめて三里塚の現地を訪れたことがありました。これは友納知事がはじめて農民の前に姿を現わした時です。場所は御料牧場の記念館で、

反対同盟の農民にはじめて会見したことがあります。この時は、地下壕を掘ろうということを提起した小川明治副委員長が一月十三日に心臓発作で亡くなつたのですが、その小川明治副委員長の遺影を掲げて戸村委員長をはじめ反対同盟は、友納知事に砦に「代執行をやらないでほしい」という訴えをしたわけです。戸村委員長も「代執行をやれば必ず多数の負傷者が出るので、何とかやらないでほしい」と訴えておりました。しかし、その時に友納知事は「お気持ちはわかります」というような曖昧な言葉でしか答えなかつたのです。そして、二月一日、友納知事は「二月十二日を期限として、これらの六カ所の地点を明渡すように」という戒告書を送りました。そして、十六日までに明渡しがなかつたとして、二月二十二日から三月十四日までの代執行ということの令書を発行したわけです。

代執行は二月二十二日から真冬の最中に行われましたが、当初は、反対同盟の呼びかけもあって、周辺の住民の人がおよそ一万人以上も集まって機動隊を寄せつけないという光景が現われまして、膠着状態が続きます。このとき反対同盟は収用地点に砦を築き、地下壕を掘つて、そこを反対同盟が守るということに決定しております。このおりまして、その砦の周辺に学生なり支援の人たちにいてもらうということを方針としております。ですから、この映画の中でも、砦の中に入つてゐるのはほとんど反対同盟の農民たちで、まれに支援の人も入つておりますが、主として同盟の農民たちであります。膠着状態が続いたわけですが、今日これから上映するのは、三月三日の一日の分を上映いたします。資料に砦の図面（288-289ページ参照）が出ております。それは石毛博道君が書いた絵ですが、そこで第二砦の位置が大体おわかりになると 思います。駒井野地点の谷津田の低い所にあります。第一、第二砦が並んでおります。そこに向い側の山のほうから機動隊が押し寄せてくる。三月三日は、周辺の住民の人たちをすべてシャットアウトして、砦の近くに周辺の住民



が近づけないようにして、いわば密室的な状況をつくつて代執行が行われました。

そして、当日のことはこれから映画を見ていただきますが、三月五日から六日にかけて砦がすべて壊されることになります。三月六日には第五砦の所で、最後に残った農民が「うさぎ追いしかの山」を歌つて木から倒されていくというのが最後になるわけですが、実は地下壕を全部残して代執行が行われまして、その後、三月二十五日に地下壕が撤去されます。この三月二十五日の状況は資料（資料編38ページ参照）にあります。

反対同盟提出映像資料上映。

『三里塚 第一砦の人々』から。（一六分三〇秒）

この作品は一九七一年二月から三月にかけておこなわれた第一次代執行を、小川プロダクションが撮影したものである。映像の文章化は、福田克彦（元、小川プロダクション・スタッフ）が担当した。

◇字幕『3月3日』

◇砦の前の広場。雨の中にかすんで農民放送塔が見える。水を吸った旗が重そうになびく。砦の前と広場にたむろする学生の群れ。広場は雨のため幾筋もの小さな川が生まれている。農民放送塔から、スピーカーの声「三里塚芝山連合反対同盟の皆さん。敵はますます凶暴化し、有らん限りの暴行をつくさんとする、このあくなき攻撃を、正々堂々、打ち返し、代執行を粉碎し、空港を木つ端微塵に打ち碎こうではありませんか」

◇「空港粉碎、収用阻止」「空港粉碎、収用阻止」「空港粉碎、収用阻止」ぐじやぐじやのぬかるみとなつた広場を、学生たちがデモをする。濡れたズボン、靴の群れ。デモの熱気が白い湯気となつて立ちのぼる。

◇字幕『この日は第一砦が狙われた』

そして、この映画は小川プロダクションといつて、一九六八（昭四十三）年から三里塚の現地で撮影をしていたドキュメンタリーのプロダクションが制作したものです。そして、この映画は日本の映画として、長編ドキュメンタリーとしては初めて外国の映画祭、マンハイム映画祭でグランプリを受賞した作品です。

それでは、『三里塚第一砦の人々』より「三月三日の攻防」を上映いたします。上映時間はおよそ三十分弱だと思います。

◇砦の前面に作られたバリケードの太い木に、身体を鎖で縛りつけた三ノ宮静枝。雨合羽にヘルメット姿で鎧前をさかんにいじつてぐる。

スーパーインポーズ『第一砦の人々は 第一砦を守りに出了かけた』

そこへやはりヘルメットを被つた秋葉清治が近づく。「三ノ宮、三ノ宮静枝に声をかけてから離れる。となりの木に、少年行動隊と書かれたヘルメット姿の農婦が鎖をもつて、自分の身体を縛ろうとする。鎖の長さがうまくいかないらしく、何回も鎖を調節する。「もう一回り回せたあ？」と三ノ宮静枝に聞く。「一回り、うつと、一回りしか」「回せねえよなあ」「うつ、詰めてやつとけば」鎖の長さを調節して鎧前をはめる農婦。

◇絶対反対の鉢巻きをヘルメットの上に巻いた、椿たか。すでに鎖で縛りつけキリッとした姿で前方を見つめる。遠くに「危険ですので、その場所を立ち去ります」というスピーカーの声。それに答えて「手めえがいるから危険だ。大きなお世話だ」という農婦の叫び声。

◇砦の前の広場。ゆるやかな斜面に、楯をもつて幾組かに整列している機動隊。しわがれ声の公団スピーカー「……の皆さんに申し上げます。作業の妨害になりますので、直



「立ち去つてやる」。遠くに学生の声。「帰れ、帰れ」。砦と機動隊との緩衝地帯を、ビニールカッパをつけたテレビ局のスタッフが通り抜ける。カメラ、ゆっくりとパンをして砦の方へ。前線に並んで立たれた杭の列。その杭に鎖で身体を縛りつけた婦人行動隊の面々。杭の列の前に壕があり、竿をつけた報道陣のマイクが婦人行動隊に向かう。砦の中から甲高い声で「聞こえない、聞こえない」。スピーカーの声「バリケードの前にいる皆さん申し上げます。作業の妨害になりますので……」。農婦の声「大きなお世話だ」。若い女性の声「帰れ、土地泥棒!」。農婦「手めえの土地、手めえで守るのに何が文句ある!」。遠くに「ひかりは空港反対同盟農民放送塔です」。

◇雨合羽にヘルメットをつけた空港公団の臨時職員の群れ。砦の前の壕の向こうから、先が鉤の手に曲がった長い鉄棒を何人かで抱えて、砦の方に差し出す。砦の中のものに引っかけて手前に引ひくとして集団で鉄棒を引つ張る。「よいしょ、よいしょ」「引けー、引けー」。鉄棒がはずされ、足をすべらす公団臨時職員。ノーギリを剥き出しのまま片手で持ち、指図する職員。繰り返し繰り返し、鉄の棒を砦のほうに突き出す。砦の方から甲高い女性の声「何だ、お前ら! 人を殺してやつるのかあ! 何をするつー! 人殺してもいいのかあ!」。公団臨時職員の集団「ほり、引け、引け引け」職員の一人「やる気がある」。

スーパーインポーズ『公団臨時職員 日刊 1万円で 日本中から集められた』

◇太い杭の横からキリッとした目付きで、前方を睨む石井節子。すぐ近くから公団のスピーカーが「ただいま、土地収用法の規定により代執行に参つております。妨害はしないで下さい。妨害はしないで下さい」と叫ぶ。カメラ急にパンをする。すると、杭をつかんだ石井節子の斜め後方で、農民と公団臨時職員、機動隊の入り交じった大乱戦が展開している。男の泣き声「ちきしおー、お前、何やつてん

か」と立ち去つて下さる。遠くに学生の声。「帰れ、帰れ」。砦と機動隊との緩衝地帯を、ビニールカッパをつけたテレビ局のスタッフが通り抜ける。カメラ、ゆっくりとパンをして砦の方へ。前線に並んで立たれた杭の列。その杭に鎖で身体を縛りつけた婦人行動隊の面々。杭の列の前に壕があり、竿をつけた報道陣のマイクが婦人行動隊に向かう。砦の中から甲高い声で「聞こえない、聞こえない」。スピーカーの声「バリケードの前にいる皆さん申し上げます。作業の妨害になりますので……」。農婦の声「大きなお世話だ」。若い女性の声「帰れ、土地泥棒!」。農婦「手めえの土地、手めえで守るのに何が文句ある!」。遠くに「ひかりは空港反対同盟農民放送塔です」。

◇雨合羽にヘルメットをつけた空港公団の臨時職員の群れ。砦の前の壕の向こうから、先が鉤の手に曲がった長い鉄棒を何人かで抱えて、砦の方に差し出す。砦の中のものに引っかけて手前に引ひくとして集団で鉄棒を引つ張る。「よいしょ、よいしょ」「引けー、引けー」。鉄棒がはずされ、足をすべらす公団臨時職員。ノーギリを剥き出しのまま片手で持ち、指図する職員。繰り返し繰り返し、鉄の棒を砦のほうに突き出す。砦の方から甲高い女性の声「何だ、お前ら! 人を殺してやつるのかあ! 何をするつー! 人殺してもいいのかあ!」。公団臨時職員の集団「ほり、引け、引け引け」職員の一人「やる気がある」。

スーパーインポーズ『公団臨時職員 日刊 1万円で 日本中から集められた』

◇太い杭の横からキリッとした目付きで、前方を睨む石井節子。すぐ近くから公団のスピーカーが「ただいま、土地収用法の規定により代執行に参つております。妨害はしないで下さい。妨害はしないで下さい」と叫ぶ。カメラ急にパンをする。すると、杭をつかんだ石井節子の斜め後方で、農民と公団臨時職員、機動隊の入り交じった大乱戦が展開している。男の泣き声「ちきしおー、お前、何やつてん

だよ、お前」。公団臨時職員「離せ、離せ」と叫びながら、スクランブルを組む農民を引き剥がす。数本のロープを引っ張る職員、それを手伝う機動隊。揉み合つ農民と職員、機動隊。ヘルメットを取られた婦人行動隊が、公団臨時職員数人の手で、杭もろとも壕の中に埋められる。助けださうとする農民たち。

「やめなさいがあつか! オメテラが……」と絶叫する石井節子の声。男の声「君は何だ、君は小川アロの声「報道だ!」。再び男の声「じけよ、じけつてんだよ」。石井節子「邪魔だつて、おめらが邪魔でねえか! 何よー」。カメラ、パンをして石井節子のクローズアップ。杭にしがみつき必死の形相で叫ぶ石井節子。カメラ回りこむと、左手で公団職員の片手をつかんで、それを右手で果敢に叩いて作業をさせまいとする石井節子の姿。

◇砦の前線。かすり模様の雨合羽を着た農民たちと公団職員、機動隊それに報道陣が入り乱れている。杭にしがみつく婦人行動隊。その杭に壕の向こうからロープを何本もかけて、杭もろとも引き倒す。公団職員。「作業の妨害はしないで下さい。作業の妨害はしないで下さい」とスピーーカーの声。「何すつだよー、何すつだよー、殺すのかよー、殺すのかよー、痛えー、痛えー」絶叫する農婦。カメラ、パンをすると、他の杭にも婦人たちが懸命にしがみついている。そのなかに椿たかが、傍らに少年を抱えて必死に杭をつかんでいる姿。すでに杭にはロープがかけられていた。

◇機動隊の群団にもみくしゃにされながら、ひきずられてくる石井節子。顔が苦痛に歪んでいる。そのまま倒され、今度は機動隊に手足をつかまれて運ばれる。抵抗する石井節子に、何人もの機動隊が取り囲み引っ張つて行く。「触んな! 触んなよ! 行くから」と石井節子の声。

◇少年を小わきに抱えた椿たかが、かすりの雨合羽に田いヘルメット、肩からの太いくさりが杭に巻きつけられている。



「これをしょびけよー。これをしょびけよー。ほり、これを。親子一緒に殺せー。親子一緒に殺せー」。果然としている少年をしつかりと抱き締め絶叫する椿たか。「やれー。やれー。鎖をつないであるから、やれー。やれー」。「やれー。しょびけー。しょびけー。しょびけたつて、いっしゅつおつかなくないぞー。親子わろとも殺せー。親子わろとも殺せー。親子わろとも殺せー」。「親子わろとも殺せー。親子わろとも殺せーよ。おうあいの子供……」「親子わろともくわされー」。

大型のカッターをもつて鎖を切ろうとする公団職員。「鎖なんか切らせないぞー」。公団職員、杭と杭を結んでいるバラ線をカッターで切っていく。公団職員の声「く、鎖はずしちやうからよ」「はずせ、はずせ」。それに応えて「はずせねえぞ。殺せよ」と椿たか。その後方で別の杭にしがみついていた婦人行動隊員の放心したような顔がみえる。

「鎖じしょびけー。鎖じしょびけー。鎖じしょびけー。鎖じしょびけー。鎖じしょびけー」。声を振り絞る椿たかのクローズアップ。少年を背後に回しながら「おつ母さんの背につけられほり」。「鎖じしょびけー。鎖じしょびけー。鎖じしょびけー。鎖じしょびけー。鎖じしょびけー」。引つ張つてもいい、引つ張つてもいい。しり（お前）には、この鎖切らせなじやー」「邪魔だな、この野郎ー」。

カメラ、椿たかの肩越しにパンすると、背のバリケードを壊す機動隊の群れ。ロープを数人がかりで引つ張る機動隊。「せーの、せーの」という声。機動隊のスピーカーの声で「ほりグリーンのヘルメット、ほり、どいた、どいた、ほり」。バリケードに使われていた樹木を運び出す機動隊。◇第一階の斜面に立つ小屋の前。五、六人の壊し専門と見られる公団臨時職員が、小屋の戸を引きはがそつとしている。公団のスピーカーの声で「作業員の方、挑発に乗らなければ下さる」。挑発に乗らないで下さる」

スーパーインポーズ『母親は子供をたすける』ともぞきの野郎ー』。

カメラ、椿たかの肩越しにパンすると、背のバリケードを壊す機動隊の群れ。ロープを数人がかりで引つ張る機動隊。「せーの、せーの」という声。機動隊のスピーカーの声で「ほりグリーンのヘルメット、ほり、どいた、どいた、ほり」。バリケードに使われていた樹木を運び出す機動隊。◇第一階の斜面に立つ小屋の前。五、六人の壊し専門と見られる公団臨時職員が、小屋の戸を引きはがそつとしている。公団のスピーカーの声で「作業員の方、挑発に乗らなければ下さる」。挑発に乗らないで下さる」

スーパーインポーズ『母親は子供をたすける』ともぞきの野郎ー』。

雨合羽を着た石毛博道が割って入ってきて小屋を守りつとすると。すると「何だお前、何だお前」と叫びながら、公団職員が石毛の胸倉をつかみ殴りかかる。執行妨害ー」と怒鳴る職員。「何が執行妨害ー。手めりは何だい」と応じる石毛。石毛が職員を振りほどき睨み合いとなる。その隙間に黒い帽子を被った大木敏夫が入ってくる。大木敏夫、「子供が居るのに何をー。子供がこの小屋に居るんだよ。おーー」と公団職員に詰め寄る。「まあ、まあ、手え出すな、手え出すな」と別の職員。「われわれの公務の執行妨害しないで下さー」とスピーカーの声。大木敏夫と数人の公団職員が揉みあつ。石毛の胸倉をつかんだ職員、今度は大木敏夫につかみかかる。若い女性の声で「お前たちこそやめるよ、ばか、この中に子供が居るんだぞ、子供殺してもいいのかお前」

◇第一階の小屋へ通じるといひで、樋を並べて阻止線を張る機動隊。その樋に手をかけて柳川信子が、フリースティックの風防を降ろし無表情な機動隊に向かって説得している。「ね、ね、ね、おばさん見て。おばさん見て」

スーパーインポーズ『母親は子供をたすける』ともぞきの野郎ー』。

「じうじうんないじやめれない。ねえ、他に職業あるじょうに。ねえ、やめなよ、こんなじよー」。一人の機動隊員に向かって懸命に話かける柳川信子。その背後のスクランブルから「帰れ、帰れ」の声。雨で髪がばさばさになつた柳川信子、「人殺しやるんだよ、分かる?」と相手を覗きこむように話す。その横で婦人行動隊の一人が泣きながら「おうを殺してからやつてくろよおー」とつぬぐ。その顔を見て機動隊に「おばさん見なよ、ねえ、おばさん見てーおばさん見てー」と大声を出す柳川信子。「おーー、おりを殺してからやつてくろよおー」と泣きくずれる婦人。「何い」とずこのよ。ねーー。このくんで帰つて、ねーー。



こわされた砦を すぐに  
さくさく

ねつ… 帰つて。帰んなよ、いのへんぐやめなよ…」無表情の機動隊員に向かつて叫ぶ柳川信子。

その後ろにたくさんの農民が不安な表情でつめかけている。皆、機動隊越しに子供たちが取り残された小屋の方を見ている。突然、農民のなかから「危ない！ 危ない！」、「止めろ！ 止めろ！」の叫び。

◇機動隊と対峙する柳川信子のアップ。「うううう…」。うううう…」傍らの農婦が絶望的な泣き声をあげている。

機動隊の顔のすぐそばに近寄り「助けてあげてよ。ねえ。やめなよ、こんなこと」と訴える柳川信子。その頬を一筋の涙がすっと落ちる。流れる涙を拭おうともせずに、必死に機動隊に懇願する柳川信子。「もつ帰んなよ、たくさんじやない、これだけやれば。帰んなよ、おうちに帰んなよ。もつ、やめなよ。こんな制服脱ぎなよ。あんたほんとに人殺しになるんだよ、こんなことしてたり。もつ人殺しになつてるかも知れないんだよ。帰んなよ。責任とれないだろ、お前！」

◇砦の前の広場にいた学生の群れ、第一砦の攻防を見て石を投げながら救援に向かう。数百人の学生がそれぞれに石を投げ、竹竿をもちながら前進してくる。後方で農民放送塔からのスピーカーの絶叫。

砦の向こうの斜面を楯で身を防ぎながら後退する機動隊。倒れた学生を救護しに駆け寄る学生たち。じりじりと退く機動隊の集団。楯に当たる石の音がガツンガツンと響く。楯を一列に並べて阻止線を形成する機動隊の群れに、スクスクを組んだ支援学生の部隊が腰を低くして立ち向かう。スーパーインポーズ『広場にいた支援部隊が 第一砦の機動隊に突込む』

学生の集団、旗を竹竿に巻き付けそれを槍のよう構えて前進する。「空港粉碎、収用阻止」を合唱しながら、一步一歩、機動隊の壁に向かつて行く。二、三メートルの距離に近づくと、先頭の学生たちが竹竿を機動隊の楯に向けて

激しくぶつかる。竹竿を機動隊の楯に向けて懸命にうつぶ学生の群れ。スクランブルを組み、そのまま機動隊を力で押し破りする学生の別動隊。

◇広場にいる別の学生部隊。思い思ひに石を投げている。機動隊が前進してくると退き、また距離をもつて石つぶで攻め込む。機動隊の集団、少しづつ少しづつ後退していく。

スーパーインポーズ『この時 公団もあわててひいた』

広場は完全に学生たちに占拠され、農民たちの自由な空間に戻る。遠くから農民放送塔のスピーカー。「反対同盟農民の六年間の苦しみを、われわれは今こそ再現しようではないか」

スーパーインポーズ『第一砦』

◇第一砦の前線。壕の向こうから、奪われた材木を取り戻し運びこむ人々の群れ。オフで婦人行動隊の声「……いくうでもあつだからよお、いいの建てべえよ。すごい、立派なの」。少年の声「やつぱり、材料が木だつたから、だめだつたなあ」。婦人「ああ？」。少年「やつぱり、木じゃあ、だめだよ」。婦人「もつと、いいのもつてきて建てべえよ」。少年「おつとせされちゃうもん、すぐ」。大きくて太い杭、戸板、杉の枝、ありゆるもののが農民や学生の手によって運びこまれる。

スーパーインポーズ『こわされた砦をすぐに立て直す』空港粉碎と書かれた黒いヘルメットを被った少年行動隊が、集められた材木の間をぬつてくる。カメラ、壕の向こうにパンすると焚き火をたいて暖をとる人々の群れ。その後方、広場から斜面が上つて行く中段に、後退した機動隊と公団職員たちが待機している。

◇第一砦の最前線。次々と材木が集まつてくる。加瀬勉の声「ほり、すぐバリケードを組むぞ」。大きな杭を持ち上げる加瀬。「よいさつ… あつ、反対だ」。杭の片方をもつ秋葉恵美子。二人で杭を運ぶ。「おこつー、向いの端から立



て……。おじつー。おじつー。スクップー」と指示する加瀬勉。

◇土に埋められた杭。長靴で杭の回りの土を固める農民たち。「ほり、最初の一本、最初の一本、立つたぞおー」と叫ぶ加瀬。「一本立ったぞー」「一本立ったぞお、ほりー」口々に叫ぶ農民。スクップをもって次ぎの位置に穴を掘る農民。「木をいじつぶつに並べて。ねこ、いじこ、一本、いじこ一人」と掘る位置を指さしながら命令する加瀬勉。じれったくなつて、農民の一人からスクップを奪い自ら掘り始める。材木を運ぶ者、穴を掘る者、思ひ思ひに堀を再建していく農民たち。

◇スクラムを組む学生の集団。ピーピーと笛の音に合わせて「空港粉碎、収用阻止」

スーパーインポーズ『支援部隊が堀の回りをかわる』  
カメラは学生のスクラムをなめていく。

◇再建された第一堀のバリケードの前。農民たちがたむろしている。「おじ、スクップいじつかもつて来いー。わつとねえ」と三人宮文男の声。農民の一人がスクップをもつてきて手渡す。長い雨合羽を着た三人宮文男、水たまりのなかにスクップを押し込み穴を掘り始める。農民や学生がそれぞれスクップをもつて一緒に掘り出す。「まつて、まつて、じじじひどつ掘つてくれ、先にむつひどつな。大体一メートル間隔ぐらいにな」と指示する三人宮文男。指示にしたがつて別のところに穴を掘る学生。

◇第一堀のバリケード。板や材木を横に渡し、杭に縛りつけていく農民たち。オフで三人宮文男と加瀬勉の会話。三人宮「今晚、今晚小屋作れるしよ」。加瀬「ねう、ねう、ねう」。三人宮「小屋ひどつやられても、ここんれえの体験できただからよ」。加瀬「学生、全員検挙かな、こりや」。バリケードの横木を杭に縛りつける作業を黙々と行つていの学生たち。

◇字幕『ふつに、堀の端から』

おわててスクラムを組む農民や学生。真ん中にいる第一砦の行動隊長、龍崎主計が「石は投げんなよ、スクラムで、スクラムで」と指示を与える。

スーパーインポーズ『切り残した木を倒しに公団がやつてきた』

先頭でがつしりと腕をからませた龍崎主計「おじつー」と前方を睨みつけて叫ぶ。カメラ、パンをしていく。第一堀の斜面の中腹にある一本の細い樹木。その木の上方に農民が二人乗つている。木の根元を農民たちが取り囲んで立つて立る。

◇木の根元をしつかりと押さえて立る石橋政次。公団のスピーカー「直ちに収用地外に立ち退つて下さる。立木の伐採を行つます。直ちに収用地外に立ち退つて下さる。直ちに収用地外に立ち退つて下さる」。ヘルメットの上に合羽を被せた石橋政次、激しい気迫をもつて身を構える。

木の回りにいた農民たちが機動隊によつて排除されて、公団臨時職員たちが姿を現す。激しい顔をして臨時職員にくつてかかる三人宮武一。ノ「ギリを太刀のように構えて威圧する臨時職員。機動隊が座り込む農民たちの間に樋をもつて割り込む。激しい叫びと抗議の声。「だめだよおー」「排除します。排除します」「ひじごじやないかあ、いのねー」「いのねーの野郎ー」

◇機動隊の阻止線。樋を構えたあどけない顔をした機動隊員、呆然とした表情でそこにあるのが精一杯の様子。その横で木の回りを守つていていた農民たちを一人一人引きずりだす機動隊の姿。「やめなー。やめろー」「排除、排除!」「きやあーー」「何するのおーー」「お前が何やってんだよ、何をーー」

カメラ、パンをすると木にはまだ何人かの農民がしがみついており、そこへ機動隊が猛然と突つかつていて。その隙間を見つけて、ロープをもつた公団臨時職員が木にとりつき、根元から一メートルぐらのところにロープをか

ける。ピンと張られたロープ。「頑張れよおー」とオフで龍崎主計の声。木の上には農民が一人乗つかつていて。

ロープが引っぱられる、樹上の農民を振り落しそうとロープが操作される。木の上で左右に大きく揺さぶられる農民。必死に木にしがみついている。「きゃあーー」「やめ、やめてえー」。農民たちの絶叫。農民たち津身の力を振り絞つて機動隊に体当たりする。「ゴン、ゴン」と橋に当た

**石井恒司（反対同盟員）**

映画はいかがでしたでしょうか。二十数年前の映画ですから、すでに亡くなられた方もいますし、出て行った方も多数いたと思います。そういう意味で私たちも感激を新たにして観たという気持ちです。すでに運輸省・公団は、このシンポジウムの中で、それに至る経緯の中で強制収用を放棄しているわけで、二度とあのような凄まじいことにならないよう、ひとつ話し合いで物事を進めていく態度をきつちりと堅持してほしいと私は思います。

**四一二 第一次代執行から第二次代執行へ至るまで**

一九七一（昭四十六）年二月、第一次代執行に対しても私たち農民は、収用対象地点に地下壕を掘り、砦を築き、婦人たちは立木に我が身を縛りつけ、抵抗いたしました。私たち農民がとつた戦術は、土と農民が一体であり、その土と農民の深い結びつきを表現することによって政府・空港公団に、今までの農民無視、問答無用の強行策に猛省をうながそうとしたものであります。私たち農民が自ら体を張つて抵抗することで、日本全国の農民、近隣周辺の住民の方々に私たちの気持ちと決意を示したのです。

第一砦に出現した「おがみ」と呼ばれる掘立小屋は、木の根や天浪で開拓者がはじめて雨露をしのぐために建てたものです。この三里塚の土には、食糧増産政策

る音。機動隊の指揮官「一機、下がれ！ 一機、下がれ！ 一機、下がれ！」。農民たちに押しまくられ退却する機動隊。じりじりと後退していく機動隊の部隊に、次々と石が投げられる。「投石あり、投石あり」と機動隊のスピーカー。「誰か怪我人いなか」と学生の声。後退する機動隊。

農民たちの投石が続く。

◇字幕『今日の戦いの総括 第一砦』

のために苦労した入植者の魂がこもっているのです。

しかし、政府・空港公団は、第八回シンポジウムで明らかになつたように、農業や農民のことを考えることなくこの地に空港をもつてきたのです。これは、一つの空港がどこにつくられるかどうかという問題ではないのです。たとえ空港が必要であつたとしても、農業を無視していかなる政策もあり得ないということを私たちは主張しているのです。ですから、私たち、農民放送塔に「日本農民の名において収用を拒む」というスローガンを掲げ、黒枠の日章旗をひるがえらせました。

今、日本農業の後継者は限りなくゼロに近づき、農村の荒廃は目に余るものがあります。政府の一貫した農業軽視政策のゆきつく先が見えてきたのです。二十年前、私たち三里塚農民が黒枠の日章旗をもつて国家に突きつけた問題は、すべて日本農業の現実となつています。

第一次代執行の戦いは私たち農民に深い傷を残しました。外郭測量が農民の一部に諦めを生み、反対同盟に残った農民に怒りを呼び起したとしたら、第一次代執行は、農民に国家に対する絶望感と恨みを残したといえるでしょう。代執行が農民の心にどのような影響を与えたかを見ていただきたい。

『アサヒグラフ』（一九七一（昭四十六）年四月一日

◇字幕『敵がこれほどまでにやつてくるとは考へてもみなかつた』

◇字幕『今までのような無抵抗に近づ守りではもう戦えない』

◇字幕『明日からはあらゆる手段を使って徹底的に戦う』

号）青年行動隊の座談会から引用します。

石毛 体を鎖で縛りつけたのは三日だよ。雨の降った日に、午前中は投石やったわけよ。昼から方針かえて、石は絶対投げるなつうて、婦人行動隊も全部、前面のバリケードに出して、立木に縛りつけたわけだよ。そしたら徹底的にやられちゃつたわけだよ。体を縛りつけたまんまバリケードをぶつ倒されて、子供も女も容赦なくボカボカやられてよお。

島 メタメタにやられたなあ。

三ノ宮 ひどかった、ほんとにひどかった。

石井 鎖で縛りつけたおつ母アたち、ひどかつたなあ。

三ノ宮 鎖は切られても針金で巻いてあるべえ。あのまんましょつ引かれたら氣を失つちゃうわけだよ。

島 ヤナのおつ母アも氣を失つたんでねえか。

柳川 うん。

三ノ宮 公団の奴あまりひどいから、機動隊が「やめろ、やめろ」って止めたものな。

石毛 小屋だつて、子供が詰まつていてるのにバリバリ壊してよお。

三ノ宮 婦人も子供もあんめえ、メタメタよ。

石毛 おつたまげてよお。

島 あれはひな祭の日だつた。

石毛 泥んこになつてよお。

三ノ宮 おつ母アも鎖で体を縛りつけられれば絶対に守れると思つていたのに。

石毛 体を張つて鎖で縛りつけとけば向うは倒せめえとなつております。

また、代執行のとき農民と共に砦に入った作家の石牟礼道子氏は、次のような報告をしています。これは『朝日ジャーナル』（一九七一（昭四十六）年三月十九日号）の「地靈のパルチザン」と題したもので、時間の都合上、最後の部分だけ引用します（資料編39～41ページ参照）。

『殿下のじいさまと柳川のおつかあが風と闇の湧いてくる谷の底の第二トリデの中で涙をにじませて云つた。

「こりや日本ちゅうとこは地獄だよおめえ。

血ちゅうもんはな、必ず残るだよ、今日流れた血は。

人間の呪いちゅうもんは残るだよ、必ず。

三里塚の空港はおらたちを殺してでき上がるかもしんねえ。けれども、三里塚の空港は故障が多かんべえよ、きっと。おらたちが祟るから。佐藤さんも、寝しながら、背すじが、ひやーっと、するときが、必ず必死にな、あるだよ。孫子の末々まで、今日のことは語り残すだよ。孫子を根絶やそうたつてそうはいかねえ』

とあります。

もう一人、代執行の戦いを見物に来た地元出身の作家による報告があります。これは『市民』（一九七一（昭四十六）年五月号）に連載された「三里塚 その「核」と「周辺」」より。これは資料を参照していただきたいと思います（資料編42ページ参照）。

私たち三里塚の農民は、今でもあの代執行の恐ろしさを忘れることができません。私たちが今回のシンポジウムを開くにあたつて執拗に強制代執行のことを問題にしたのは、あの時の記憶が今も脳裏を離れることがないからです。政府・公団は私たちを人間扱いしませんでした。しかし、ここで降参することは、農民と

して生きていくための最大限の誇りを放棄することに、等しいのです。代執行における政府・公団のやり方は、反対同盟に闘争をやめる道をも閉ざしてしまったのです。

一九七一（昭四十六）年四月、青年行動隊は、残された第一砦の地下壕をさらに深く掘り続ける作業に着手します。深く掘れば掘るほど、 Yunボやブルドーザーで攻めて戦いを維持できると考えたのです。こうして四月二十六日から第十六番地點の仮処分阻止闘争が戦われます。このとき反対同盟は、金貢砦や穴にこもって戦いますが、青年行動隊は石毛博道、柳川英夫、そして今は亡き三ノ宮文男の三名を支援者六名と共に地下壕に代表として残し、他の部隊は外側から砦を攻める陣形をとります。私たちはこれを「外周闘争」と呼んでいました。それは、砦と地下壕に同盟が立てこもるのが基本の陣形となるが、その周りは常に機動隊に包囲されるため、さらにその外周に近隣から駆けつける住民と共に機動隊を逆包囲する戦いを組むという考えでした。そうすれば、地下壕で戦う同盟は孤立して耐えるだけでなく、頑張つていれば援軍がやつてくるという希望を持つことができる。それは第一次代執行の経験から生み出されたものであると言つていいでしよう。それとともに、砦や地下壕にこもつていると、青年行動隊や支援学生は特に狙い射ちされ逮捕されていたため、これ以上犠牲を増やしたくないという苦肉の策でもありました。

実際、一〇〇mに及ぶとも言われた地下壕は容易に陥落せず、また、排除活動を行つていた機動隊も、その後からの外周部隊に脅かされ、思うように活動ができなかつたようでした。

しかし、今回も空港公団は、私たちの想像を越えた残虐な攻撃を行つたのです。地下壕の上をブルドーザーやスクレーバーという大型重機を何台も走らせ、土を剥ぎ取ろうとしたのです。もとより地盤が弱い所ですから、落盤を恐れた同盟はパニック状態に陥りました

た。同盟は、運輸省や空港公団に対する不信と絶望をさらに深めたのです。この壇上に石毛博道と柳川秀夫がいるのは、あの状況からみれば奇跡とも言えます。こうして、仮処分阻止の戦いは七月三十日まで続きました。逮捕された者二九二名、起訴された者九四名、負傷者四五名。この戦いは、反対農民に深い傷跡を残すことになりました。様々な抵抗を剥き出しの力で蹂躪された農民は、恐怖の中力には力で対決するという方向に踏みだしてゆくのでした。

青年行動隊は、第二次代執行を前にして、地下壕に立てこもることに限界を感じ、外周闘争にすべてを賭けることになります。その間の思いを『反対同盟新聞』から見ます。なお、これは東峰裁判の求刑が行われた後、第二次代執行を振り返つて話された青年行動隊の座談会の一部です（資料編43ページ参照）。

『反対同盟新聞』（九号一〇号合併号）から「論告求刑から判決へ」青年行動隊との座談会の一部を引用します。「抵抗の最高形態から」と題して

石井 外周戦に行つたてえのは、穴とかに居らんねえというのがあつたんでねえ。逮捕されたり、無茶苦茶やられるつてえのはわかつてたからな、青行は。中に入いたら想像以上の事態になるつてえのは、七月の時身にしみているわけだつべ。それを恐れたから、結局、外周でぶつかるつてことになつただべ。

柳川 抵抗の最高形態までやつたわけだつべよ。親父だつて、おつ母アだつて、穴はいつたり、鎖で身体をしばりつけたり。抵抗の論理としては最高の形態までやつたわけだつべよ。それ以上戦うにはどうすかつて問題がたつと思うだよな。その時、やつぱ、前面にいる機動隊というのが、やつぱ、どうするかつていう対象になるわな。そつから、外周つて戦いが…。こうなつていてます。

こうして、戦いは第二次代執行へと進んでいきます。次のシンポジウムでは、大木よねさんに対する代執行の問題及び東峰十字路闘争の検証に入つていく予定で





反对同盟提出資料

す。

以上、当時の代執行に当たった我々の気持ちの問題でした。

**隅谷三喜男（隅谷調査団団長）**  
それで、ここでどういうことを同盟のほうは希望されるわけですか。

**石井恒司（反対同盟員）**

質問はありませんが、映画を含めて感想があればと

**隅谷三喜男（隅谷調査団団長）**  
特別な質問ということはない、これは事実の経過を話された。総裁、どうぞ。

**松井和治（空港公団総裁）**

ただ今石井さんから大変、当時の文献の引用などを含めながら詳細なご説明を承り、また、先ほど第二砦の映画を見せていただきまして、映写後の冒頭に石井さんがおっしゃったように、私もこういうような、先ほどの映画に見られたような、何といいますか、もう戦争と言つたほうがいいような状態、こういうものは二度と繰り返すべきではないという感想を持った次第であります。

今日皆様方からお話を伺い、特に最後のくだりを伺つておりますが、その当時のお気持ちのいわば核心といたがつて、先ほどの立木に体を縛りつけるとか、地下壕を掘つてその中にこもるというのも、その抵抗、抗議を最高の形で表現したんだという、そのところが当時の皆さん方のお気持ちの核心ではなかつたかなというふうに理解をしたわけでございます。

当時、私どもといたしましては、何とかやはりこれを円満に解決できないかという努力そのものを放棄してはいたわけではないわけであります。何とか話し合ひの機会をつかもうと、直接お会いできない方に対しても、その方の親戚縁者、友人等を使って何とかきづかれてお会いしますし、また、周辺対策あるいは騒音対策というようなものにも積極的に取り組んで、私どもなりの努力をしていましたと思います。

しかしながら、すでに多数の方々にも用地を提供していただきたいわば空港建設が動き出しているという事態と、それから再々話題になりますが、羽田の危機的状況から一日も早く空港をつくらなければいけないという強い要請の中で、反対同盟の方々が空港建設を白紙に戻せとおっしゃる、その主張に沿つた対応といふのは非常に困難だというふうに当時考えたのだと思ひます。

特に昭和四十年代、あの当時の社会情勢は今とはかなり違つておりますが、特に三派全学連が反対運動に加わつてきて、一坪共有地あるいは団結小屋が多数できてくる。こういうような当時の状況からみまして、当時の先輩方の話を聞いてみましても、このままではもう空港はつくれないのでないかという非常な危機感を持つたのも事実かと思います。つまり私どもは皆さん方が白紙に戻せということを話し合いの条件とされるというそのお考へが計りかねて、理解できなかつたということがあります。

一方、私どもの努力がなかなか皆様方、反対される方には話が通じないということに対しての不安とか、あせりとか、もどかしさとか、そういうような気持ちを持つていたというのが当時の偽らざる気持ちだった

かつた。基本的には空港をつくらせないための妨害というただ一点しか理解できなかつたのではないかと思います。そういうような当時のいろいろな情勢、今までの歴史の積み重ねがあって、そういうような認識ギャップが生まれてしまつたということではないかと思うのですが、私ども一生懸命努力したと言ひながら、結局はそれが実らないで、平行線のままだんどん時が過ぎていったのではないだろうかという感じを持つわけであります。

現在、こうやつて皆様方と同一の壇上でお話がでかける時代になりました。当時こういうような対話ができたならば、あるいは私どもとして、どんなに対立していくても農民の方は私どもが理解をお願いしなければならない方々だという、極めて当然の気持ちをもつと強く意識していれば、そういうことを今から言つてもせんのない話かもしれません、これまで積み重ねてきたような流れと違つた展開が生まれたのではないかなどいうふうに考える次第であります。

私は、このシンポジウムの場を通じまして、まだまだ問題は残されているかもしれません、引き続き皆様方と対話を重ね、お互いの理解を深めまして、私もも反省すべきところは率直に反省をいたします。また、過激派の問題とか一坪運動などの問題で私どもが感じている様々な不安というものも率直にいつてまだござります。こういうものを克服して、相互の信頼を高めていくということで、誠心誠意問題解決に取り組んでいきたいという感じを持った次第でございます。

**松尾道彦（運輸省航空局長）**

全体の動きにつきましては、ただ今総裁のほうからお話をございましたので、ちょっと私として感じるところをお話しさせていただきたいと思います。一連の今までの話の中で、農民の方々が、土地収用の手続きが入つたわけでございますが、これによりま

して農民の方々が自分たちは見捨てられたというふうな立場から、立入り測量あるいは代執行の現場におきまして、農業を奪われる農民の気持ちから「土に生きる者」として土地を手段として命を賭けて国・公団側に抗議をされた、こういうお話をされたわけです。このような状況はごもっともであろうというふうに認識をいたすわけでございます。

こうした状況を今考えるとき、私どもといましましては、空港というものが地域に多大な影響を与える事業というふうに認識いたしております。しかも、地元の農民の方々が自分たちの意見を聞いてほしいと、これを執拗に訴えてこられたということも認識上わかつてゐるわけでございます。たとえ状況が厳しくとも、あるいは成田空港の公共性あるいは緊急性が大変高いということはご理解いただいているわけでございますが、そういう状況の中にあって、さらにちょっと反省の原点に立つて時間をかけて話し合いをできなかつたか、こういうふうに反省をいたすわけでございます。仮に話し合いができなくとも両者の対話の努力はすべきだつたのではないか、このように反省をするわけでございます。

このような意味合いにおいて互いに意見を出し合う立場、あるいは対話の場としてこのシンポジウムが歴史的な意義を持つてゐるというふうに受けとめているわけでございます。引き続き私どもは、皆様方との対話あるいは議論を十分重ねて、お互に信頼を回復しながらお互の立場を尊重する中で、認識あるいは思いの理解を深めまして、不安を取り除きながら、今後引き続き成田空港の対話の中で平和的な解決を是非図つていきたい、このように感じ入つた次第でございます。

**隅谷三喜男**（隅谷調査団団長）  
いかがですか、こちらに座つておられる方も…。

### 河宮信郎（隅谷調査団）

総裁、航空局長こもごも反省の弁を口にされているのをムチ打つのもちょっとなんですが、収用というのは財産に対する収用なのであって、生命身体に危害を加えていいということはどこにも書いてないと思うんです。しかし、現実に行われたことはそういうことであります。しかし、現実に行われたことはそういうことであるということをやはり反省の基本点にしていただきたいと思います。

### 隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

以上のような感想やご意見をいただいたわけですが、同盟のほうは何か…。

### 石毛博道（反対同盟事務局長）

それでは、まとめておきます。

最初の「条件派の形成について」というところでは、運輸省や空港公団の言われるよう単なる数の問題といふばかりでなく、やはり空港に協力したと言われる人たちの中身、気持ちの問題をもう少し認識されるべきだろうというのが我々の考え方なので、いろいろな立場、条件というものがあつて、今日明らかになつたことも一つですし、今回そういうことが運輸省や空港公団に理解されたという意味で、この問題を取りあげた成果があつたのではないかと思います。

二番目の「土地収用法と成田事業認定の問題点」は、我々の考え方としては、制度としてやはりどこかに欠陥があるのではないかというのが基本的な認識です。それはなぜかというと、この収用法というのが刑事訴訟法よりはるかに劣つてゐる。つまり強制力を行使される側に、刑事訴訟法は令状主義や意見を述べる、反論する機会がきちんと法律の中で与えられているのです

が、そういうものがこの土地収用法は全くないという意味で、我々はこの法律自体に欠陥があるだろうという認識を今でも持つてゐます。そういう意味で、そういうことを指摘した上で、成田の教訓が今後制度とかある意味では至上の命令を与えられて対応をされた、

### システムづくりの上でそれが良い方向に変わっていく、

教訓として生かされていくだらうと、いご回答を得ましたので、この点についても我々としては一定程度満足しているというふうに発言しておきたいと思います。

三番目と四番目は、事実経過を同盟側から見た歴史の経過として述べたに止まりましたが、終つてみた感想としては、第一次代執行というのは皆に入つた当事者としては非常にたくさんのがあつて、感情的に、つまり不安とか、恐ろしかったこととか、肉体的な問題でいえば殴られたこととか、雨に打たれて寒かったこととか、闘争が終つたあと非常に悔しかつたこととか、たくさんのが感情とかたくさんのが事実があつたにもかかわらず、「二十年たつて表現する時点になると、あんな簡単に短く終つてしまふ」という意味では、ちょっとやりきれないという氣もするんですが、それも我々の力不足というか、十分に表現しきれたかどうかというのは非常に疑問ですが、今振り返つてやはりひどい時代だつたなというふうに思います。まあ先ほどどちらからも述べてますが、一度とこういうふうなことがないということがきちんと確認されるべきだらうと思ひます。以上です。

### 隅谷三喜男（隅谷調査団団長）

今日は、歴史的な過程について、主として同盟側がそのプロセスを非常に詳細に示された。そこにおいていろいろな思いがあり、その思い、そしてまたそれゆえに、なぜ二十五年も闘争が続いたのかということ、その持つてゐる意味といふものをこのシンポジウムは確認をするということが一つの大きな課題だと思つております。そういう点では今石毛さんが、当時のことを思つと胸に積もるもののがいろいろあると言われましたが、そういうことはこのシンポジウム全体を通して、これが持つてゐた歴史的な意味、それに対して運輸省、公団が、それはそれとしていろいろ空港の開設というある意味では至上の命令を与えられて対応をされた、

そこにおける様々な問題というものがかなりはつきりと出されてきたと思うわけで、そうしたことがこのシンポジウムにおいて問題がどこにあるかというようなことが明らかになってきつつあるのではないかと思うわけであります。それぞれに大変ご苦労様でありますたし、また、会場の皆さんも、今日のプロセスについて、ここで何か大議論があつたということではありますせんが、この成田の空港問題というものの本質がどの辺にあるかというようなことについては、いろいろとお考えのところがあつたと思うわけであります。それでは、今日はこれでおしまいにしてよろしいですね。

—以上—